

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（507）
2. 日時：令和5年4月28日 13時30分～14時35分  
14時45分～16時25分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、藤原主任安全審査官、大塚安全審査官、  
小野安全審査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）、他13名

原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ（主幹）※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、オンラインで実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第9条 溢水による損傷の防止（DB09 r. 6. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 6. 0）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について 第9条（溢水による損傷の防止等）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について 第9条（溢水による損傷の防止等）（審査会合における指摘事項回答）
- （5）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第9条 溢水による損傷の防止等）
- （6）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第9条 溢水による損傷の防止等

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	はい規制庁尾野です。それでは9条溢水のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:10	本日は
0:00:14	地震耐震側のメンバーもいるので、まずその耐震側のメンバーに関する
0:00:22	内郭防護とかの兼ね合いになるようなところからの説明をお願いしてもよろしいでしょうか。
0:00:33	北海道電力の浜口です。と承知いたしました。本日ご説明事項として会合用のパワーポイントと、前回までのコメント回答の方、ご説明したいというふうに考えておりましたので、
0:00:46	まず、コメント回答の方からということで、承知いたしました。
0:00:53	それでは
0:00:54	コメント回答の方
0:00:56	ご説明させていただきますコメント回答資料。
0:01:02	資料5-5の17分の12ページの方をお願いいたします。
0:01:11	まず耐震側が関係する項目というところでナンバー34の方からご説明させていただきます。ナンバー34は電気建屋に設置されている補機冷却配管について、
0:01:24	考え方を明確にすることというご指摘いただいております。
0:01:28	回答概要といたしましては、電気建屋に設置される補機冷却配管につきましては、耐震性が確保されており、水源として想定しないということ
0:01:39	を、
0:01:43	まとめ資料の方で明確にさせていただきます。
0:01:53	また、建屋等の機器類の間接支持機能を有することを学協会規格に基づき確認した上で、配管の耐震評価を行うということは先行でも、
0:02:04	実績がある一般的な手法であるということから、前回のヒアリングでご説明しました、原子炉補機冷却海水排水配管の耐震評価方針、
0:02:09	という別紙の資料は削除させていただきます。
0:02:14	僕が水の方も頭強いっていうのちいですか。
0:02:16	一緒に承知しました。
0:02:21	続いてナンバー35、こちらが屋外水位評価の、
0:02:26	構内排水設備について、いただいていたコメントになります。
0:02:26	構内排水設備につきましては、補機排水が敷地に溢水した場合に、排水設備からの排水に期待するということから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	構内排水設備を浸水防護設備としてエントリーすることとしまして、
0:02:41	同様に屋外排水量を浸水防護設備としている美浜3号炉のまとめ資料の記載を参照しまして本文別添1本文の方の記載を適正化してございます。
0:02:53	続いてナンバー36になります。こちらは電気建屋の溢水評価について、考え方を明確にすることというご指摘いただいております。
0:03:03	電気建屋内の防護電気建屋内には防護対象設備は設置されておらず、防護対象設備を設置している隣接
0:03:13	の原子炉建屋及び原子炉補助建屋への溢水影響を防止するために、As 溢水影響評価を実施しております。
0:03:22	また電気建屋の地下部には一次系放水ピットが設置されておまして、こちらの隔壁にひび割れが生じた場合には、電気建屋側にピット内を水が漏えいする可能性があるということをご踏まえまして、
0:03:36	電気建屋内の溢水水位が一次系放水ピットと同じレベルまで上昇することをご考慮し、水を一次系放水ピット開口部上端のTP11.9メートルに設定した上で、
0:03:49	原子炉建屋と原子炉補助建屋との境界に水密扉等の
0:03:55	電気建屋からの溢水伝播に対して取水を期待する設備を設置する方針としております。
0:04:03	次のページをお願いいたします。
0:04:08	続いてナンバー37、こちらでも屋外水評価に関する項目になります。
0:04:14	崖錐評価について保守性の考え方について、回答概要欄に記載してございまして①と②に分けて記載をしております。
0:04:23	まず①は屋外タンクからの溢水影響評価、こちらは伝播解析の椅子、条件について記載をしております。
0:04:31	まず構内排水設備による排水及び実施地盤への浸透は考慮しないとしていること。
0:04:38	また、防潮で線形が未確定であるということをご踏まえまして、防潮底の厚さを敷地側に2倍拡幅させて、実際よりも敷地面積が小さくなるよう、条件設定した上で解析を実施してございます。
0:04:53	こちらは補足説明資料36の方に記載している内容となっております。
0:04:59	次に②として原子炉補機冷却海水戻り配管からの溢水影響評価。
0:05:05	こちらは美浜3号炉を参照した評価になりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しております。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:09	こちらの評価条件としましては、構内排水設備による排水は、3ヶ所のうち1ヶ所は期待できないものとして、評価をしている。また滞留面積は、TP10メートル盤の敷地の中で、
0:05:24	道路部の面積のみとすることで、滞留面積に保守性を考慮して評価を行っております。
0:05:31	また原子炉建屋等の止水処置につきましては、原子炉建屋及び原子炉補助建屋にはATP10メートル盤の屋外から直接出入りするための出入口はなく、
0:05:43	それぞれ隣接するタービン建屋及びRI管理建屋との境界には水密扉が設置されております。
0:05:50	屋外で発生する溢水に対しては、溢水水位を考慮した高さまで防護対象設備が設置される建屋に止水処置を施す方針としておりますが、
0:06:01	屋外で発生する溢水水位は、防護対象設備が設置される建屋の開口高さTP10.10.3メートルを超えない結果結果となっておりますので、
0:06:12	建屋内の防護対象設備に対する影響がないということを確認しております。
0:06:18	続いてナンバー38になります。
0:06:21	こちらは現原子炉補機冷却海水系戻り配管からのS影響評価におけます水時間と排水時間の考え方について、回答概要として記載しております。
0:06:35	原子炉補機冷却回数系統配管からの溢水量は、美浜と同様、溢水水位が最大となる時間を、水の継続時間として算出しております、
0:06:46	泊では、屋外タンクからの被水がゼロとなるまでの時間を設定しております。
0:06:52	屋外タンクからの溢水継続時間は、接続配管の断面積によって異なりますが、水継続時間が長い方が、水位が高くなるということを確認しておりますので、
0:07:03	保守的に30分として評価を実施しております。
0:07:08	排水時間についても、水継続時間と同様に30分として評価をしておりますが、
0:07:14	構内排水、構内排水設備の排水能力については、3基のうち1機能機能喪失を想定することで保守性を確保しております、
0:07:24	先行の2は美浜と同様の条件制定となっております。
0:07:30	続いて
0:07:32	17分の14ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:34	お願いします。
0:07:35	ナンバー39、こちらも屋外水関係で、本来排水設備の方に水が流れるということを示すことというご指摘いただいております。
0:07:47	原子炉補機冷却海水戻り配管からの溢水は、補足 30、
0:07:53	補足説明資料 36、別紙 2 に今回、屋外水の流れを示した図面を追加してございますが、こちらに示している通り、A T P 10 メートル盤の道路面を流下し、
0:08:05	構内排水設備から排水されるということを想定しております。
0:08:09	A T P 10 メートル盤の道路面は標高が T P 9.97 メートルとなっており、敷地の中でも最も低く、平たんとなっております。
0:08:18	また、
0:08:19	構内排水設備の集水松野飲み口部は、T P 9.5 メートルと敷地に対して低くなっていることから、道路面を流下した排水を集水集水することが可能な設計となっております。
0:08:35	続いて、ナンバー40。
0:08:38	ナンバー40 になります。
0:08:39	こちらは耐震液の比ひび割れについて、最低壁厚に対する基準値が妥当かという趣旨のコメントをいただいております。
0:08:50	こちらにつきましては、前回のヒアリングでご説明した、最終貯留区画の最低壁厚が 25 センチメートルとしておりましたのは、溢水が流入しない区画の壁。
0:09:02	被水に、
0:09:04	期待しない壁も含めた最低壁厚を記載してしまっておりました。
0:09:08	ですので実際に止水に期待している耐震駅の壁厚を再度確認しました結果、最低壁厚は 30 センチであるということを確認しております、
0:09:19	その結果、
0:09:20	女川と同じ最低壁厚となったことから、評価基準 0.2mmメートルを適用することは問題がないということを確認してございます。
0:09:30	すいませんこちらの 1 点誤記修正が、
0:09:33	ございまして、指令資料反映箇所のパージ数の方が、
0:09:39	動きがありまして、
0:09:41	ほぼ別添地方に 1920 となっているのは 23 の誤りでした。
0:09:47	また、あと一番下の別添 1 方 2092 としているものも 15、
0:09:53	ページの誤りでした大変失礼いたしました。
0:10:03	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:08	はい、規制庁の尾上それでは今の部分の質疑に入りたいと思います。
0:10:13	ちょっとまず私からなんですけども、40番のやつは、今ご説明いただいた経緯をしっかりと書いていただくことって可能ですか。何か
0:10:23	もともと申請以外にも入ってたとかってコメント回答に入ってなくて、
0:10:29	なので、
0:10:30	ちょっと丁寧に書いていただけたらと思います。
0:10:35	はい。北海道電力の濱口です。今の内容がわかるように、記載充実化したいと思います。
0:10:42	あと規制庁のS都築ちょっとす。前から12ってさ36番の指摘なんですけど、市の回答なんですけど、
0:10:51	これちょっとよくわからなくて、補足説明資料の方見ると、今評価上の11.9に設定して、その、
0:11:01	あれですね、隣接する原子炉建屋と補助建屋の貫通部については、
0:11:07	水密扉とか貫通部止水処置で、この11.9までの水を止めますよっていう設計方針を述べてるのは理解できるんですけど、そもそもこの11.9メートルまで上がるとか、
0:11:20	あと
0:11:24	溢水経路がどうあるのかとかっていうのがちょっとよくわからないので、説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:11:35	はい。北海道電力の伊藤でございます。
0:11:38	資料で申し上げますと、99条の別添1の56今、私A4の方見てますけれども、ちょっと図がありまして、
0:11:50	比較表だと小さいもので、9条の別添1の56の、
0:11:56	図の中の1、
0:11:57	電気建屋の溢水概念図というのがございます。
0:12:02	通常、別添1の56ページです。
0:12:12	でこちらに左側電気建屋図示しておりますけれども、
0:12:19	通常、
0:12:21	原子炉補機冷却海水系統と下の方にございまして、こちらから
0:12:27	海水補機排水が一次系放水ピットに排水されて、
0:12:32	その左側にございます原子炉補機冷却海水放水炉の方に排水されていると。
0:12:39	いうところは仮に、
0:12:41	こちらの補機で改正の方水路の方が閉塞した場合どうなるかということで、ラプチャーとの代わりに設置しているのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:53	左側に写真を載せております。電気建屋の市末細井ピットの壁にある開口でございます。
0:13:02	11.9メートル大野さんおっしゃっていただいた通りで、この上端に今溢水水位というものを設定してますが、ここまで水が到達することはないかなと。
0:13:15	いうふうに考えてございますもともとの設計で、
0:13:19	あそこに、この開口部分で麻生にならないように、
0:13:25	沖排水を敷地に出せる設計というふうになってますので、
0:13:30	通常水位で言えば、仮に全閉塞したとしても、50センチとか60センチぐらいの水位が立って、
0:13:39	開口の下から50センチぐらいが水で満たされることにはなると思うんですけれどもそれを保守的に仮に
0:13:49	先端まで上端まで行った場合に、11.9、そこを設定して、EBRD側の対応をいたしますと、
0:13:59	いうことを記載しているものでございます。
0:14:09	規制庁の大野です。ごめんなさいちょっとよくわからなかったのは、放水ピット。
0:14:15	の隔壁にひび割れが、
0:14:18	生じてっていう条件があるんですよね。で、
0:14:23	そうすると1制限今これなんなんですか。
0:14:28	はい。失礼いたしました北海道の伊藤ですけれども、水源としては、
0:14:34	一次系放水ピットの電気建屋側の隔壁にひび割れが生じた場合に、中の原子炉補機冷却海水系統の水がにじみ出た場合を想定すると。
0:14:46	一次系放水ピットの右側の空間というのも、
0:14:52	11.9メートルの高さまで満たされる可能性があるかなということで、保守的に10.9メートルに水位を設定するということを記載しております。
0:15:54	規制庁です
0:15:57	説明の内容は理解できたんですけども、
0:16:07	そうすると、
0:16:13	一次系放水ピットからも、漏れてた水があるんですねもう、
0:16:19	保守的に、
0:16:21	11.9までたまり評価をするので経路とかも考えずにもう全部ここ満杯にしちゃいますっていう評価をするっちゃうことですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:31	はい北海道電力の伊藤でございます電気建屋内の評価としては今尾野さんがおっしゃっていただいた通りの内容となります。
0:16:43	規制庁の尾野です。ここの状況を考えたときに、
0:16:47	そうすると、今度屋外の溢水って個々の状況を加味して評価してるってことなんですか。
0:16:55	はい。北海道電力の伊藤でございます。屋外の椅子影響評価では、当該の開口から沖排水が流出する条件での評価を実施しているものでございます。
0:17:46	規制庁ですそのときには溢水の水量はちょっと11.9ではなくもうこの
0:17:53	あれですよね開口部の方からも水が流れて出てくってという評価を、
0:17:58	してるってことですね屋外タンクのは、排水考慮ありの場合には、
0:18:03	はい北海道の移動です屋外への評価としては、
0:18:07	何立米パーアワーでしたっけ。
0:18:12	補機排水の流量として見込んでいる流量は、
0:18:16	衛藤。
0:18:19	1万1000立米パーアワー。
0:18:21	の流量、
0:18:22	を、敷地に出した、そのときに、どのような水になるかということの評価しているものでございます。
0:18:37	規制庁さんの状況は、
0:18:41	1回、
0:18:43	きましたけれども、
0:18:54	そうすると、あれなんですかね、原子炉補機。
0:18:59	逆海水放水路が閉塞してるから、もう津波の流入ソースを考慮してないっっちゃうか、一次系放水ピット側に勤めが来ることは考えてないってことですよね。
0:19:09	北海道電力の伊藤でございますこの、
0:19:13	今お示ししている評価ではそうでございますけれども、津波側では保守的にこちらが
0:19:19	補機放水量が閉塞しない状況というのを想定した上で、津波の流入を防止するという対策を施すと、そういう
0:19:29	ちょっと内部とは違う対応になる、間違うてすみません。津波側では、
0:19:34	補強をすれば健全で津波を止めると、そういう対応をすることになるのかと思います。
0:19:54	議論ですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:56	いいですか。
0:19:58	いいですよ。はい。
0:20:01	多分今伊藤さん言われてることが、多分、
0:20:05	よくわからないんですよ。
0:20:07	要は溢水と津波っていうのはある程度、評価上はそろえてもらわなきゃいけないと思ってるんですよ。
0:20:14	電気建屋っていうのはこの絵で見る限りは、この絵が若干いまいちなんだけど、要は九条別添1の56の図の中の1が書いてある電気建屋の溢水概念図っていう話になってるんだけど、
0:20:30	これそもそもここで言っている、補機冷は、
0:20:35	すべてピットまでのラインすべて耐震性を持たせるっていうまず前提になるっていうのがさっき伊藤さん言われたことという認識でいいんですよね、まず。
0:20:47	はい。北海道の伊藤です今、亀山さんおっしゃってくれたご認識で結構です。
0:20:52	その上で、要はその
0:20:57	その上でピットカラーピット自体は耐震性も持たないので、そっからの趣味でてくるのが、要は、建屋の電気建屋側に寄ってくるのでこの絵で見る限りは、
0:21:09	本来ならこの水位っていうのは、ラプチャーの留意点9と同列になってないと多分駄目なんだけど、それが、そっちが11.9のところラプチャーで出てるんだけど、
0:21:21	電気建屋側は7.1メートルのところのちょっと上ぐらいしか水が来てないんだけど、これっていうのはこういう想定なんですか。
0:21:31	はい。北海道電力の伊藤でございます。少し色分けして水位差がついていて、薄い水色の方は、7.1メートルの床面から少し上のところに来てますけれども、
0:21:42	この水は、上で
0:21:45	破損マークをつけて、系統水が漏れ出てますけれども、この水を、がすべて漏れた場合に、水位としてこの辺りに行きますということを明示している。
0:21:57	ものでございました。確かに宮本さんおっしゃる通りで、
0:22:01	そのあとさらにひび割れを考慮すればもっと上に来るのではないかと、11.9に来るのではないかとというのはその通りでございます。
0:22:10	だからね、さっき言ったように薄い水色の水って、これは程度停止は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:18	想定しないところ。
0:22:23	はい。北海道電力の伊藤でございますこちらの水色は、低耐震と電気建屋 屋内内で漏れる、溢水を隔離すると。
0:22:33	いうことに期待しております。
0:22:37	であればその溢水量が出るわけですよね本来。
0:22:42	はい。それを、
0:22:46	載せているのが、
0:22:48	一つ上にある標準の1なんですけれども、
0:22:52	そこで、307と400423、もともとは、すみません、730というのが、
0:23:02	もう1個前のページ、別添1の55ページの上の方に730立米と、
0:23:08	いう記載がございますけれどもこれが電気建屋で、機器の破損によって 生じる溢水量となっております。
0:23:16	うんじゃなんでこれ別に書いてるのってわけ。地震時の溢水っていうのは、 分けてやるもんじゃなくてトータルで見るとじゃないんですかねですけれど。
0:23:26	はい。北海道の伊藤でございます表の中の1、
0:23:29	図の上ですけれどもこちらの方で、溢水量として、TP2.3にたまるものが 機器の破損から出てくるものとして307と423を足すと、
0:23:43	730になります。その上で、さらに二次医療ということでそこは10. A TP11.9までの容積で量書くこともできるのかなという考えもあったんです ですけれども、
0:23:58	にじみ量、
0:24:01	ちょっとあまりこの量として示すのがなじまないかなと思まして今バ ーとしてお示した上で、溢水は11.9メートルまでいきますよという ことを表の中で記載しておりました。
0:24:15	だから結局全然いずれ表は、私も理解してんだけど、結局図で見ると、 結局この中の位置図っていうのは、内側の溢水と外側の溢水が外側って いうのはピットの溢水と、
0:24:28	別々に書かれてるんだけど、地震時の溢水ってのは多分一緒になるもの が普通、一番厳しい状態で想定するんだったら一緒になる想定になるの で、そうすると全体としてはこの11.9のラプチャーで、
0:24:40	出ていくということが大前提になってるってそういうことですよ。
0:24:45	はい。ありがとうございます北海道の伊東でございますその、その通り でただその状態がとして適切に示されておりませんという、いないとい うご指摘かと思ます

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:58	もう少し工夫して11.9で最終で我々が設定している趣旨だと、ということがわかるようにしたいと思います。
0:25:08	その次に、じゃあ何を見るかっていうと、この保木保木沖例の水路のから、津波には地震後の津波、
0:25:20	の想定をするかしないかなんですよ。
0:25:23	当然と今さっき言われたように、津波対策の方で、
0:25:28	要は津波防止上、こっちの一次冷却ピットまで津波が来ないっていう前提を置かれるのであればそこで多分終わりだと思うんだけど、
0:25:38	そこはどう整理してるんですかなんですよ。
0:25:43	はい。北海道の伊藤でございます。今、
0:25:46	我々の方針として、
0:25:50	電気建屋側に、この吹き方水路を介して水が来ないように、対策を施すという方針で進めておりますので、そこは津波は入ってこないと。
0:26:01	のように、社内で整理されている状況です。
0:26:08	それがさっき説明と合ってるんですかなんですよ。失礼いたしました。北海道について池戸津波側で、正式にどのような対策を施すのかということは、まだ説明できておりませんが、
0:26:20	基本方針として今、それぞれにする方向で動いてると、北電として動いてるとそういう状況でございます。
0:26:27	別にあっちがまだ決まってないのは私も認識してるからいいんだけど、溢水評価上はあって津波のそういう津波対策の方針を踏まえて、基本的にはこの
0:26:38	降水量は1ピットまでは津波が、津波が来ない前提にしているので、現状この電気建屋の要は地震時の対応としては、
0:26:48	要は今書かれているこの50-1の図で書かれている水しかありませんよってそういうことですよ。
0:26:56	はい。北海道の伊東です。その通りでございます。
0:27:00	ほんでそれがさっきの尾野君が質問した内容との説明との整合が私が聞いている限りあんまり合っていないような気がしてたわけですよ。
0:27:08	違いますだから溢水は溢水で津波は津波ですっていう説明されてたような気がしたんですけど違いますか。
0:27:15	はい。北海道でございます。伊藤でございますまさにそのように申し上げました。ちょっと条文で、
0:27:25	やっтерことが違うように誤解を与える表現で失礼いたしました。
0:27:29	やっていることは、なるほど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:33	だからそこをしっかりと説明してもらってこれ何回も言ってんだけど、そこをしっかりと理解して説明してもらわないとこれ、おんなじこと繰り返すですよこれ。
0:27:45	事実関係、輪切りのないようにご説明できるようにいたします。失礼いたしました。
0:27:52	ちょっと続けると、さっき言ったんでその上で、敷地は構内排水量を確保しますっていう話になってたと思うんだけど、
0:28:03	これがページ数がちょっと変わって、
0:28:07	なんでね。
0:28:13	当行内排水炉の
0:28:18	説明をさっきされてたと思うんだけど、それって本当なのっていうことなんですよ。
0:28:24	私が言いたいのは、
0:28:26	本当にそんな上手く海側に全部流れるように地震になるんですかっていうのをどう担保してるんですかねんすけど。
0:28:34	それで別紙2のところ、この排水の流れっていうのがピンクで示されてるんだけど、
0:28:41	これが小牧湖の構内排水の3ヶ所に流れますって言ってる説明をしてるんだけど、構内排水量自体は耐震性がないんですかあるんですかってどっちなんですか。
0:28:57	北海道電力の浜辺。
0:28:59	濱口です。
0:29:02	今、
0:29:04	A4判の資料ですと、ほぼハウ酸別添1方36-11ページの別紙2の図の1をご覧いただいているかと思えますけれども、
0:29:15	構内排水設備、海側の3ヶ所につきましては耐震性を確保しております。
0:29:23	ただ構内排水って言っている排水側溝のようなものは、耐震性確保されておきませんので、そこからの排水は考慮せずに、道路面、
0:29:35	流下していくという想定をしております。
0:29:39	だから、何でも道路面を流下するって言い切れるんですかってこと。
0:29:55	規制庁藤原です。一応ちょっと宮本が言ってることに関連して
0:29:59	女川地下水排水設備に関する排水載せ資料って、そもそも北電は見られていますか。今北電は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:09	浸水ますが、低いから流れていくでしょって言うてるのは、女川設工認における初期の東北電力の説明内容であって、最終的に翁長雪子人の
0:30:22	落着した結果とは大分違うってことはそもそも認識していますかちょっと何か資料に書いてあることを今読もうとされてたのでちょっと今、口挟んなんですけど。
0:30:32	どうですか。
0:30:35	北海道電力の伊藤でございます女川2号炉における地下水位低下設備からの排水に関わる審査の状況というのは把握しております。
0:30:51	規制庁じゃ把握した上でこれっていうのちょっとびっくりなんすけどももっとちゃんと見てもらってますかね女川だと、自然排水炉とあと、
0:31:02	金構内排水とかな、要は二つあって、要は、水が出てくるところからその要は確実に水が流れる、岩着してるところまでの距離が短いとか、
0:31:14	いうところがあったら、そこはある程度流れてたと思うんですね今回の泊って、岩着してる排水炉とかいうのは多分周りになくて、じゃあ确实2なんだろう。防潮での、
0:31:27	ところのその構内排水設備の取水ますか、このぐらいですよね岩着してるところって、だから、それ以前のじゃあ、そこに至るこのピンクの矢印の箇所って、例えばですね、地震によって、
0:31:38	ちょうど長瀬小出議論したと私言ってるんすよ、地震によって液状化して、地盤がガタガタなってるような状況があって、そのまま勾配も、もう逆勾配なってるかもしれない、水がたまるかもしれないのに、こんな衛藤。
0:31:53	理想的に流れるんですかっていうのが一応話があった上で翁長雪子の話だとかそういった内容、そもそも北電ってん見てるんですかっていうのがちょっと私の大きな
0:32:05	疑問なんですかね。それはどうでしょう。
0:32:13	はい。北海道電力の伊藤でございます。
0:32:17	我々、内部溢水側の評価においては、補機放水炉、先ほど市来放水ピットの出口にございました。
0:32:27	補機放水炉を閉塞した前提として敷地に水を出した場合の、
0:32:33	CCを算出すると、そういう評価をしておりますけれども、一方で、地下水排水設備の
0:32:43	ヒアリングの中では、
0:32:46	審査会合の中では今、補機放水炉が地震時でも通水機能を維持するというのを、これから説明しますというふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:55	当市する方針で今、おりますので、実際にはですね、これ今、溢水評価上は、
0:33:05	排水の流れとして、地面に出すことになってますけれども、
0:33:10	我々の地下水側四条側の評価としては、
0:33:15	大きいほう水路も終局耐力による評価になると思いますけれども、排水機能を維持すると、いうことをお示しするつもりではおりました。
0:33:38	ちょっと何か話が大幅変わってきたんですけど、ちょっとごめんなさい。なんか、ちょっと話をずれるかもしれない今の話であるとか、イオン状だと、補機放水炉は何か、S s
0:33:50	で要は閉塞しないから、要は敷地内に、
0:33:55	地下水のですね、はいいけど、でも、条文ごとでその考え方を考えるって今おっしゃられてるところですか。いや形状だと、そこは平俗。
0:34:06	四条は閉塞しないけど、90を閉塞すると。
0:34:12	はい北海道電力の伊藤でございます球場側では、保守的に、仮に補機放水量が継続してしまった場合に水が出て、その場合にどのような敷地性になるのかというのを、
0:34:24	算出すると、そういう方針でございます。
0:34:34	飴をんですけど、
0:34:36	ちょっと事業の中でよく整理してもらった方がいいんじゃないかな
0:34:40	女川の場合っていうのは、保守的に、
0:34:45	球場側で言ってるのは、保守的に排水に期待しないと。
0:34:50	なのである程度水位がここまでたまっても大丈夫ですっていう説明をまず苦情ではしています。
0:34:59	それは特に、すごく保守的なので特に問題ないかなと私は認識しています。ここで言っている、
0:35:07	泊に関しては、
0:35:10	まず、地震時の溢水、屋外水って大丈夫なんですかっていう質問に対して、
0:35:17	要は今の説明っていうのはすごく、
0:35:21	何て言うのかな、根拠がなく言われてるところがあって、根拠がないって言ってるのは、最後のところのさっき藤原が言ったと私も言ったと思うんだけど、最後どう流れていくんですかっていう説明が、
0:35:33	片や4条では、あほう水路に期待しますじゃ、水路に期待して越せる補機放水量に期待する整理をするんだったら、別に溢水でもそれと合わせる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:45	整理をするから、要するに水田と合わせて話であって、それで排水できるかどうかというのをまずした上で、保守的にプラスアルファで、例えばそれが駄目だった場合でもこう流れますという説明なら、
0:35:57	まず、まだまだまだ整理がつきやすいかなと思ってるんですけど、今9条でもって比木こられてるのは、四条もそうだし全体の条文間のバランスが全くとられた上で持ってきてるので、
0:36:09	これが一番我々として困るや困るタイプなんですよ、各条文間で、こっちでは流れますこっちでは流れはせなんで、例えば火災で言えばこっちで若狭比嘉つきますけどこっちには火を使わない設定にしていますとか、
0:36:23	そういう話と一緒に、よく条文間で整理して持ってきていただかないと、今みたいな話が、結局、一体何を説明してあげようとしているのかとか、我々も審査してる対応として、
0:36:37	どの情報で何を整理しようとしているのかがよくわからないんですよ。そこ。いいですかね。ちょっと、これ1結構毎回同じこと言ってるんですが、これ、全体的に確認とれてるんですかね。
0:36:51	北海道電兼田です。ちょっと混乱するような形になって申し訳ございません。まず9条と4条に整合させるってことについてはおっしゃる通りなので、
0:37:02	ハウスイの一次系放水ピットから放水ピットまでの放水量については終局耐力を取ると、津波に関しては、フラップゲートをつけといて津波が一次系放水ピットの方に流れないようにするっていう方、ずっと対策を打つてことを今考えております。
0:37:17	それをまず頭に置いた場合には、水に関して言っても、放水路で水流れていきますので、そもそも水位が上がってこない形になりますので、そうするとそのA棟、
0:37:28	一次系放水ピット等できたてのところで、二次見れるところの水位も当然変わってきます。まずそれがそうですっていう説明をした上で、今宮本さんがおっしゃってくれたように、
0:37:40	その上で、安全側に例えば、全部その敷地に出たときにどうなのかっていうやつを、必要であればそういう評価をして、先ほど地震により基準間んしたときの際にどうなんだとか、
0:37:52	ていう話もありましたので、そこまでの話をするのか、もう地震側の方と同じように、補強水路については、流路として確保できているので、そっから水が出ることはないという整理を形にするのか、
0:38:05	その辺を整理した上で、別途説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:10	網谷ですけどよろしくお願ひします。
0:38:13	とりあえず私今現状以上ですはい。
0:38:18	少々お待ちください。
0:38:45	規制庁のです今話をいろいろと聞いていてちょっと
0:38:51	私の中で理解したのは、
0:38:54	現実状態といいますか S s 機能の耐震性クラスとか、耐震性を取ったりとか耐津波のフラップゲートをつけたりすることを考えると、
0:39:04	そもそも
0:39:06	1 時、
0:39:08	あれ、一次冷却放水ピットでしたっけ、の開口部上端から、
0:39:14	溢水はすることもなく、
0:39:17	屋外、
0:39:19	脳タンクとかのその屋外溢水の評価で、
0:39:23	衛藤は排水工でしたっけなんか今回設備登録をするって言ったやつそれはもうもはや必要なくて、排水に期待した溢水自体がいらなくなるっちゅうことなんですか。
0:39:36	現状、北海道の兼田です。まず泊 3 号機を作ったときの最初の基本的な考え方としましては、一次系放水ピットから放水ピットまでの放水量で耐震がないので、
0:39:48	例えば地震が来て崩れました閉塞しましたとなれば、今、10.9 メートル、宇和丹野がそこから出てきて、そのままラプチャーですね 125 であればそれと同じようなことを考えてました。
0:39:59	ただ今回の新規規制基準の中で、そこについては、そうではなくて補強水路については、そこは耐震性を少なくとも終局耐力を持ってハウスイとしては、
0:40:10	維持しますというふうの方針を変えます。
0:40:12	ただ、一方、その防潮底を作りましたので、雨も降りますし、当然タンクから水も出たりもしますし、そういうのをやっぱり見流さなきゃいけないっていうふうになりますので、
0:40:22	新たに作っている 3 ケ所の耐震をとっている集水樹、そっからの放水についてはそこは当然、維持しなくちゃいけないと思ってます。
0:40:33	ただ補給、
0:40:34	で言うとおっしゃってる通り、今となつては、あそこにはなくても別にもう出てこないっていうふう広報水路自体の耐震の耐震をそういうふう担保をとりますんで放水炉は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:47	交流としては確保できますので出ることはなくなるというふうに考えます。
0:40:54	規制庁ですね。何となく説明わかりましたありがとうございます。他に今の件で何か確認したいことございますか。
0:41:01	宮尾ですけど。金田さんの言ってることが多分すべてであって、
0:41:06	要は今どういう設計で最終的に落ち着こうとしてるかっていうのが示されないで、
0:41:13	要はいろんなところに、右行ったり左行ったりしちゃうので、要はその今現状、地震時の溢水ってどう評価するのかっていうところで、それもその他の溢水っていうか9防護防護対象設備がない建屋からの石堂整理するのかって言った時に、
0:41:30	今結局いろんな水位制限電気建屋で実績を想定したとしても最終的には、まず屋外放水炉屋外って
0:41:39	大城補機放水量自体を、四条側で担保する設備として今登録する方針になってるんであれば、基本的にはそこから流れますっていうことになれば、
0:41:49	その今言ってるラプチャーからの漏えいっていうのは、
0:41:55	ゼロにはならないかもしれないですけどある程度それは無視できるぐらいの評価には多分おそくなるんだろうと思うんで、そうすると、全くこの説明って変わってくるんですよ。
0:42:05	そうした上でじゃあその他屋外のタンクから溢水はどうしますかっていうと、今までそれをプラスアルファで考えてたのが、そちら側で担保されれば、
0:42:16	便宜建屋からの位置っていうのは、要は地表面に出ないっていう前提になるんであれば、考えたのかというのが一つ減るわけですよ。
0:42:27	減るんだけどそこを例えば保守的にどの程度考慮してこういうふうにしますっていうのもあると思うんですけど、1000分けとか整理が、結局市の方が
0:42:38	揺れていてですね、結局、説明されるたびに変わるので、我々としてもどこまでこれ、話が進んでるかしっかり分かっとなと。
0:42:47	ていうところなので、利用者のすごいよく少なくなっちゃうっていうところけれども、内部で調整してもらえますかね。そこ、北海道、大変申し訳ございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:58	もともとのその溢水の考え方としましては補強水路自体は、もともとのプラントオリジナル設計でいくとそこは崩れて閉塞する可能性がある。従ってそこから出るってということで一度評価して、
0:43:10	その上で、説明、やろうというふうに当初考えておりましたけれども、補強水路自体の耐震するってということに今、鍛冶沖りますので、そういうのを含めて、混乱ないように4条と9条側で整合をとった形で、
0:43:23	公表水の排水を考えます。従いまして答えとしましては、宮本さんおっしゃる通り、補機のホース、排水についてはそれは一次系放水ピットから放水ピットまで、今ある放水量の中で流れていくので、
0:43:37	あそこ実際4基SFP流れ、排水やったとしても、たまたまってるっての半分まで来ないぐらいなんです。なのでもう出てくることはないというふうに考えられますので、
0:43:47	そういうのを前提とした上で、プラス、タンクであるとか、あとは降雨であるとかっていうのを評価した上での屋外水という評価をして、整理してご説明したいと思います。以上です。
0:44:01	はい。私の方は以上です。
0:44:06	規制庁じゃないすちょっと四条の地下水能排水のために、冷却補機冷放水路を、いかように扱うか施設の位置付け、
0:44:19	ていうのはちょっとまだちょっと私は事業者から方針をちょっと聞いていなくてですね、一応、何だっけなそれ。要は、
0:44:26	今ちょっと何となくですけど、私のイメージだと何か特に四条の地下水の状態が要は閉塞しないことだけを、宣言してなんか、多分設備登録とか多分せずに、何かこう、
0:44:37	定性的な表現ぶりだ原発とかも多分書かずに、まとめ資料ベースを多分書こうとしてる印象があったんですねで、もしそうじゃないと、薄井ちょっと兼田さんおっしゃった耐震性を、
0:44:49	確保するってガッツリああ言っちゃうと、どこまでその位置付けというのが何かあるのかがちょっとわからずですんで、今後ちょっと整理いただきたいのは、そういった四条の地下水排水に関する図の、
0:45:01	その補機冷の位置付け、あとそれと9条がそれにちゃんと乗っかることができるのかとかそこはちょっと全体を通して今後ご説明いただきたいと思います。ちょっと耐震という言い過ぎになると思ひまして、
0:45:14	終局耐力崩れないでちゃんと放水炉としての流路を確保できるところまでは担保をとらなきゃいけないと思ひてます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:21	その上で、津波が入ってくるのを防ぐためには、当然どっかにそのフラップゲートか何かで抑えなきゃそこは耐震とらなきゃいけないと思いますけれども、その辺整理した上で、
0:45:32	球場側と四条側で整合とれる形で説明できるようにし、準備進めていきたいと思います。
0:46:45	規制庁の方ですちょっと、
0:46:48	関連して他の質問でちょっともう今後の
0:46:51	この整理によって位置付けが変わると思うのでちょっと、
0:46:55	お米今聞いてもあれなんですけれども、ちょっと私ごめんなさい37番の回答が、
0:47:01	いまいちよくわからなくて、
0:47:04	端的に聞いたかったのは排水を考慮してる場合と排水を考慮していない場合で、ちょっともうモデルとか、
0:47:13	その次、時刻歴で解析してたりとかしてなかったりとかがあつて、何かこの排水排水を考慮してない場合のこの評価が、何か保守的なのかどうかっていうのがわからなくてそれをちょっと端的に教えていただきたいかったですよね。
0:47:30	あれですかね排水を考慮している方と比べて排水を考慮していない場合っていうのは敷地面積をすごいがつつり狭めたりしてそういうところで保守性を取りに行ってるとかそそういう説明だったってことなんですけどちょっとよくわからなかったの、
0:47:47	北海道電力の濱口です排水を期待していない場合は屋外タンクの水の評価になっておまして、こちらは伝播解析で、
0:47:57	評価をしているものになってます。その解析条件の中で、どのような保守性を考慮してモデル化しているかっていうのを今回答概要欄に、
0:48:08	記載をさせていただいていたんですけれども、
0:48:14	水。
0:48:21	規制庁の尾野です綿貫に言うと、排水を考慮してないやつっていうのは美浜と比較してきたから美浜と同じ解析をしていますよね。
0:48:33	あれ。
0:48:34	矢田と泊で見たときにこの評価をするんだったらあれなんですかね、排水を考慮している場合と排水を考慮していない場合と同じモデル使って同じ評価をすればよかったんじゃないのかなと思ったんですけどその、
0:48:49	例えばその排水を考慮していない場合の今のこの評価方法ってあれですよ多分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:55	時間で評価、水路と関わるようなやつとかをとらえてなくて、評価とかして、絶対に
0:49:04	今のやり方の方が、排水を考慮している場合との同じ解析を用いた場合に、安全側なのかなとかってというのがちょっとよくわからなくて、
0:49:15	それで確認させていただいたんですけれども。
0:49:18	いや多分美浜は何か多分この排水を考慮した評価一本でやってるからこういう評価なのかなと思ったんですけど泊両方やってるから、なんで変えたんだらうってというのがわかんなくて、それを確認させていただきたかったっていう。
0:49:31	だけなんですけど。はい北海道電力の濱口です。まず排水を期待していない評価っていうのが、屋外タンクの水だけが出てきて、排水に期待していないっていう。
0:49:42	評価条件になっていまして、これは先行のBWRさんは、どこも伝播解析で濁水まで考慮した評価をされていると思っています。PWRではそういった評価はもともと、
0:49:55	伝播解析の評価はしてなくて、先行Bさんに倣って今やっているっていうのがまず、
0:50:01	あります。排水を期待する。
0:50:05	評価っていうのは逆にBWRさんは一切やっておらずにですね美浜だけがそういった評価条件でやっているというところで、
0:50:15	解析はやっていないんですけれども
0:50:19	先行実績のあるやり方っていうことで、美浜を、
0:50:25	美浜のやり方を踏襲してやっているっていう、そういった実態になっております。
0:50:34	規制庁の尾上さんの先行実績があつてそれに倣って評価してきたという趣旨はわかりました
0:50:42	実際今後排水を考慮するモデルをちょっと今後の整理も含めてやるのかやらないのかもちょっとよくわからないんですけれども、
0:50:51	そのときに、もしやるのであれば、
0:50:55	もう何て言うんですかね
0:50:57	もうモデルを変えてる理由っていうのがやっぱり私はよくわからなくて、泊別に一貫性持ってって、同じような解析でややいいのかなとも思ったんですけど。
0:51:08	そこでこうなんか差をつけることによってまた的に言うと、何かかえって何か

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:15	こっこのモデルを採用しないと何か厳しいことがあったのかなっていうふうにはちょっと気になったりもしたので、ちょっとその辺の整理をつけて教えて今後、もし、このモデルをまた両方採用するのであれば、
0:51:27	説明していただけたらと思います。
0:51:31	ダイドー電力の濱口です。まずは補機排水を水源とするかとかそういう条件整理からになりますけれども、こういった評価をやっていくかっていうのも併せて検討させていただきます。
0:51:44	他、確認したいことがありますか。
0:51:51	藤。規制庁藤原です 38 番のコメント内容これは今日はちょっと稲井糸賀出したものなんですけどちょっとごめんなさいねこれ。
0:52:01	コメント内容はこれこれ排水を 30 分、要は単位時間当たりの溢水量と いいや、時間当たりの大小関係を考慮した上で、
0:52:11	あと保守性を説明することっていうふうになってて、
0:52:15	保守性に関してなにか一回答概要を書いてあんですけどこの単位時間当たりの大小関係を考慮してるところが全く回答なんですけどこれは、
0:52:24	どうなんでしょうね。
0:52:26	説明ください。
0:52:50	北海道電力の濱口です大変申し訳ございません。はい。保守性のことしか書いていなかったで、こちらの単位時間当たりのところを今後記載、充実化させていただきます。
0:53:06	規制庁じゃないすかちょっと実はこの 38 なんか私、さっきの大野の言った 30 名とちょっと同じような話なのかなと思ってたんです。要は、これって 3、1 水源とするか否かあるんですけど、一応ちょっともし仮に 1 水源とするならばの話で進みますけども、
0:53:23	排水が継続して 30 分、
0:53:26	本当にできるんですか。宮美浜は敷地が細い狭隘だったから評価でよかったものの隣でちょっとさっきの図なんかピンク色の矢印がたくさんあって、
0:53:38	結構だだっ広くこう流れていってますよね。ベック上別添 1 の補足の 36 の 11 番で、こういうところに、こういった矢印が選択的に、
0:53:49	流れていくのは理解はできるんですよ。で、多分何か、実際そうじゃないだろうなと。意識ちいの、なんか結構広い広範囲に流れていって、
0:53:58	水の多分解析モデル上、さっき尾野も言ってたんすけど、要はモデル化した時に何だろう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:05	水と等、地面との摩擦っていうのは当然、広がれば広がるほど、摩擦が大きくなって、水がより流れにくくなったりとかするじゃないですか。
0:54:15	で、 そういった条件っていうのは、今要は排水を考慮してない場合のモデルだったら、もしかしたら何か模擬できてるのかもしれないし、スポーツはこっちの方どうですかってのちょっとよくわからず、そこ行ったところも、
0:54:27	もしかしたらこの 38 というところに関連してあるのかなとちょっとふと思った次第です一応ちょっと、これはちょっと委員と私の方からも、一応、そういった
0:54:38	話でした。よろしいですか。
0:54:43	北海道電力の濱口ですありがとうございます。はい排水を考慮しない方の、
0:54:50	モデルの方との兼ね合いとかも併せて考えさせていただきます。
0:55:04	宮本 S E ですか。
0:55:09	はい。いいですよお願いします。
0:55:11	宮尾ですよ。ちょっとさっきの話の続きで申し訳ないんですけど前提はそれで理解はしたんですけど理解した方針は理解したんですけど。
0:55:19	これ四条と五条の基本設計方針に密接に関わりすぎてから、危ないなと思っていてっていうのはそちらが実現性がなくなれば 9 条もう 1 からやり直さなきゃいけないっていうことにならない。
0:55:33	かという心配があるので、やっぱり今の評価っていうのはある程度精緻には一応やっとなんかいいんじゃないかなと思ってのんですよ要はさっき言った
0:55:42	構内コウナイ排水を期待する場合しない場合とか、
0:55:48	排水量を期待した場合に
0:55:52	排水工までを確実に排水できるかどうかの検討とかね、そういうのを一通りやっておかないと、
0:56:01	言い方が悪いんですけど四条の耐震性で説明できなくて、五条の綱津波の、
0:56:09	要は、フラップゲートの実現性が難しくなった場合に、9 条も 1 から全部やり直さなきゃいけないってことにならないようにしといた方がいいんじゃないかなと思うので、さっきちょっと言ったんですけど
0:56:22	基本的な路線というのは明確にした上で、やはり今現状、そちらの条文が確定してない段階で苦情を確定させようとするのであれば、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:34	そういうものの課題っていうのも含めた評価結果ってのはつけてもらった方がいいのかなと思うんですけどいいですか。
0:56:43	はい。北海道電力の伊藤でございます。承知いたしました45条、ひまわりいけない中で、基本線は市、市、お示しするとして、どこまでの附属の評価というかそういうものが、
0:56:55	必要なかというのも考えて参ります以上です。
0:57:00	よろしくお願いします
0:57:03	さっき言った藤原からも言われたと思うんですけど、四条の先ほどの話も、私は何となく、実現性本当にあるのかなっていう疑問もあるし、
0:57:14	先ほど言われたフラップゲートの方針それが決まってるわけじゃないんですけど、どこまでをバンドリングするかっていうのはまだまだこれから多分基準津波なり、基準地震動も決まってない段階で、
0:57:25	今、足早にそういうふうにして大丈夫ですって言って苦情の方を、大展開してしまうと。
0:57:34	逆に危ないかもしれないので、よく事業者の方で、今示せるものに対しては、明確にした上で今後の方針が変更になれば、より安全側っていうか
0:57:45	なるようになると思うんでそうなると、なので、今の現状の考え方はよく整理しといた方がいいかなと思うんで、お願いします。
0:57:57	はい。承知いたしました。
0:58:03	あ、規制庁です他に。
0:58:05	何かありますか。
0:58:11	規制庁藤原ですちょっと土建に関する件というか津波に関する、内郭僕徳永窪ですけどちょっと関連する話でちょっと今日説明がなかったところでちょっと1点だけ。
0:58:22	これ確認だけなのかもしれんですけど、まとめ資料のですね補足の中でのですね、九条別添1、補足34-2ページ。
0:58:32	から、3ページにこの辺に1回、3ページ。
0:58:37	何かというと、循環水ポンプ建屋の溢水影響評価これちょっと何か前回と大分何かがらっと変わった印象を持ってて、以前だとなんかなんすかね。
0:58:49	特に補足34-2で書いてあるこの循環水ポンプ、あと、
0:58:54	ついてか、これって何か前はなんかS s機能維持じゃないか、こっから津波が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:59:00	来たりとかっていうふうな話があったところこれ今回はもう全部対S s機能維持にすると、要は循環水ポンプ建屋内は、そういう一応お話ってことを、
0:59:10	と理解していいんですかね、これって。
0:59:15	はい。北海道電力の伊藤でございます。循環水ポンプS s機能維持、
0:59:21	動的機能維持ではなくて、水が出てこないように、止水化すると、地震時にも水が漏れてこないような止水。
0:59:32	をとると、そういう対応は、社内方針として今、その方向で進めているものでございます。
0:59:40	規制庁じゃない。ちなみにそれはあれですかね。
0:59:43	頭なんなん前回のヒアリングから今回そういうふうに変えたのかっていう理由って何かあるんすか、例えば何か丹試しの何か解析をやったら、
0:59:53	要はここを、要はあの水が出ないようにしないとえばきつい評価が出たのでとか、そういった理由ですかね。
1:00:01	はい。北海道電力の伊藤でございます。藤原さん前回っておっしゃってるのは7月の
1:00:14	確認は、
1:00:18	すみませんまず水の量はやはり多くなるなるのに対して、このエリアの空間容積それほどの
1:00:29	大きくないということもありまして、耐震、地震時にも水が漏れない構造に変えるということで、
1:00:38	我々としてはすいません、水側で等を資料を提出した段階から、あのさ、3月ですかね、の段階から、こういうつもりでおったんですけども、
1:00:51	ちょっとAが誤解を与えるがどこかにあったのかもしれませんがそれは
1:00:58	我々何か違う絵があったのかもしれないですけど方針としては、
1:01:02	はい。もともとのものでございます。
1:01:05	はい規制庁藤尾ですわかりましたそこはそういうふうにしていただいて、あとのなんだろう。
1:01:12	多分いいと思うんですけど、これ、
1:01:15	機密情報になるかちょっとマイクを付しますね。
1:02:54	規制庁でございます今機密内容に関する確認は終わりましたはい。私からは以上です。
1:03:13	はい、規制庁のです他、
1:03:15	ありませんか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:18	大丈夫すか。
1:03:20	衛藤。
1:03:23	はい、規制庁のです。
1:03:27	少々お待ちください。
1:03:44	規制庁の尾野です。ここで耐震関係のパートは終わるのでちょっと十分ぐらい休憩して
1:03:54	また再開したいと思います。1回中断します。ありがとうございました。
1:04:06	はい。規制庁の小野ですそれではヒアリングを再開します。衛藤都築の説明をお願いします。
1:04:16	北海道電力の濱口です。
1:04:18	先ほどナンバー40までご説明が終わりまして次、41からなんですけれども、
1:04:26	45
1:04:27	こちら側の地震の隔離操作に関わるコメントがいくつか続いておりました、こちらの審査会合の方でもコメントをいただいております
1:04:38	資料5-4の方にちょっと全体的な内容、
1:04:42	回答としてまとめてますので、そちらだけ先に説明させていただきたいと思います。
1:04:48	資料5-4の1ページお願いいたします。
1:04:53	こちら2月28日の審査会合の指摘事項の一つ目ということで、地震時のパトロールによる漏えい検知隔離操作について、
1:05:03	隔離対象機器を整理した上で、隔離に要する時間を、時間の設定根拠について説明することというご指摘をいただいております。
1:05:13	回答概要のところに隔離対象機器についてまず記載しているんですけれども、当初は循環水ポンプ建屋内の飲料系飲料水系統等を隔離対象機器と、
1:05:25	していたんですけれども、閉、
1:05:28	地震起因による水量低減のために、防護対象設備が設置される原子炉建屋原子炉補助建屋及び循環水ポンプ建屋内の隔離操作を伴う系統機器については、
1:05:40	基準地震動に対する耐震性を確保する方針ということに変更いたしましたので、これらの建屋には、
1:05:48	地震時に隔離を必要とする系統がないという整理となっております。
1:05:54	その上で、隔離対象となる機器としては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:57	防護対象設備が設置している建屋に隣接するタービン建屋電気建屋、出入り管理あてやないの、大臣BCクラス機器となっております、
1:06:07	防護対象設備が設置される建屋外へ伝播することを防止するために、運転員の手動隔離操作による漏えい停止に期待する方針としております。
1:06:18	運転員の手動による漏えい停止を期待する系統というのは次の2ページの表1の方に示しております、
1:06:28	こちらに示している4系統が隔離対象というふうになっております。
1:06:33	すいません1ページのほう戻りまして、隔離操作に必要な時間の設定につきましては、保守性を考慮して時間設定をしております、その考慮している保守性について、
1:06:45	こちらに記載をしております。
1:06:48	まず、地震発生後の事象の判断時間として10分を設定しております、時間余裕を確保しております。
1:06:55	また、パトロールによる漏えい箇所の特定制及び隔離操作に要する時間は、想定される溢水水位よりも高い水位を想定した場合の保護速度を用いまして、
1:07:07	かかる時間が長くなるよう、移動時間を算出しております。
1:07:11	また現場への移動時間は、実測定時間に対して保守性を考慮して、時間の積算を行っております。
1:07:19	運転員の手動隔離操作による、対象系統4系とすべての隔離完了までの時間というのは、2ページの表2にお示ししております、
1:07:29	タイムチャートのようにお示ししております。
1:07:32	各系統を全部隔離するのに今101分かかるといような、時間の積み上げとなっております。
1:07:39	回答
1:07:40	介護コメントに対する回答となっております。
1:07:46	で、
1:07:47	ヒアリングコメント回答の方に移らせていただくんですけども、
1:07:52	ナンバー41になります。
1:08:01	こちらは今ちょっとご説明した内容と重複するんですけども、移動速度、隔離時間の設定。
1:08:08	の保守性について、回答欄に記載しております、ただいまご説明した通りの内容をそのまま記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:18	続いて、ナンバー42になりますが、こちらは運転員のアクセス性について、SE時の対応として、運転員1名で現場対応するのが現実的かどうかという現実的なのかというような、
1:08:32	コメントをいただいております。
1:08:35	こちらは今ご説明した通り循環水ポンプ建屋において、隔離対象としていた機器についても、耐震評価を行う方針に変更したため、
1:08:45	循環水ポンプ建屋には、地震時の隔離操作を期待する系統がなくなり、隔離対象が削減されているということをお踏まえまして、
1:08:55	当初、運転員二名がパラで1名ずつ、現場対応するという想定をしていたんですけども、これが不要になりましたので、運転員二名で最初から最後までパトロールから隔離操作まで対応するという方針に見直しをさせていただきます。
1:09:14	続いてナンバー43になります。
1:09:18	こちらは、
1:09:19	防護対象設備が設置されていない建屋での溢水に対して、資料上、どのように整理すべきかという趣旨のコメントをいただいております。
1:09:29	ただいまのN○4142で、回答でご説明した通り、防護対象設備が設置される建屋には、地震時の隔離に期待する系統は、
1:09:39	なく、防護対象設備がない、隣接建屋のみで隔離操作を行うということになっておまして、これを
1:09:47	地震時の確認について説明している補足説明資料14の方に明記した上で、確認の考え方については先行実績のある言い方。
1:09:56	3号炉と比較する形で資料には記載させていただきます。
1:10:01	続いてナンバー44になります。こちらは、
1:10:05	屋外タンクの、
1:10:07	溢水評価で、
1:10:09	隣接する建屋の出入口を水位測定箇所として評価する手法が、泊おじオリジナルかどうかという点の確認をいただいております。
1:10:22	泊の原子炉建屋と原子炉補助建屋には、ATP10メートル盤の屋外から直接出入りするための出入口はありませんので、隣接するタービン建屋、
1:10:33	と出入り管理建屋の出入口を水位測定箇所として評価を実施しております。
1:10:38	このような評価手法は、泊特有のプラント配置によるものでありますので、先行実績はございませんが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:46	防護対象設備が設置される建屋に対して、屋外タンクからの溢水が流入しないことを評価しているということは同様となっております。
1:10:55	またタービン建屋と原子炉建屋、李管理建屋と原子炉補助建屋の境界には、それぞれ水密扉が設置されておりますので、仮にタービン建屋、
1:11:05	便利管理建屋に水溢水が流入した場合でも、応募対象設備には影響はなく、先行プラントと比較しても安全側というふうに考えてございます。
1:11:18	続いて、ナンバー45 になります。
1:11:21	こちらは水密隔壁の健全性についての説明。
1:11:27	で、また新駅の定義についてご質問いただいていたものと認識でございます。
1:11:34	藤大社駅の定義につきましては、泊3号炉としましては、建屋の地震応答解析モデル上、断面積として考慮している壁を
1:11:44	耐震駅というふうに定義しているのですが、ここで定義しているタイヘキも、耐震駅に該当しない、天井に達する壁というふうにしてはいるものも、
1:11:56	どちらも鉄筋コンクリート構造計算基準等解説Aの、こちらの基準上の耐震1相当の壁というふうに定義しておりますので、
1:12:07	扱いとしては、どちらも同様でありますので、地震応答解析結果からえられる耐震駅のせん断変形による評価が可能というふうに考えてございます。
1:12:21	次のページをお願いします。
1:12:24	続いてナンバー46 になりますが、こちらは想定想定破損評価における流域管理建屋の
1:12:32	溢水漏えい量を算出するための前提としてパトロパトロールについて、基準適合方針を明確にすることというコメントをいただいております。
1:12:44	回答概要といたしましては、玉井では、溢水を検知する目的で、1日2回パトロールを実施することを、内部溢水対応要領のほうに定めております。
1:12:55	李管理建屋の制限につきましては、このパトロールの頻度を踏まえて、24時間で隔離操作が完了した場合の溢水量を算出しております、
1:13:05	対象設備が設置されている建屋への影響を評価する方針としてございます。
1:13:11	なお、出入り管理建屋と同様に、防護対象重要施設がないエリアにおいてパトロールによる検知に期待した被水評価を行っている変更実績はないものの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:23	玄海 34 号炉さんの方で防護対象が設置された建屋内、
1:13:28	で生じるその他の溢水の検知を運用で定めたパトロールに期待して実施をしております。
1:13:36	続いてナンバー47、こちらは先行実績を踏まえて伝播フロー図を掲載、掲載を検討することというご指摘を踏まえまして、
1:13:47	伝播フロー図の方作成することとしております。完成次第資料に反映させていただきます。
1:13:54	続いてナンバー48 は、循環水ポンプ立ち会いについては泊の特徴であるので、断面図と、記載充実化することというご指摘です。これに対しましては、
1:14:06	補足説明資料 34 の循環水ポンプ建屋における溢水影響評価についての方の図面も追加しまして記載を充実化しております。
1:14:17	最後になります N o 49、耐蒸気性能試験を実施していない電気ヒーター設備の防護方針について、多重性を考慮するのか、という、
1:14:28	ご指摘いただいております。
1:14:30	回答としましては P R P W R では、電力共同研究にて蒸気暴露試験を実施して評価対象設備の 124、120 度の耐環境温度を確認しておりますが、
1:14:43	泊の非管理区域空調機械室電気ヒーターについては、外形寸法の大きさから、蒸気暴露試験による確認が困難であったため、機器仕様から耐蒸気温度を確認しておりました。
1:14:57	しかしながら、今回のご指摘を踏まえまして、先行 P W R として評価実績のあるモーター評価と同様に、机上評価にて耐蒸気性能を有していることを確認しております。
1:15:09	資料の方も記載の適正化してございます。以上となります。
1:15:16	はい。規制庁のです。
1:15:18	まず確認の方に入りたいと思います。
1:15:21	何が 41 とかで、今回、
1:15:26	回答されて、
1:15:29	地震時の隔離ですかね、どういうルートを通るとかっていうのがわかるようになっていて、
1:15:37	まとめ資料の補足の
1:15:43	資料まとめ資料の方のあれですね比較表じゃない方だと別添 1 のこの 11 の
1:15:49	ですね 14 とかに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:52	これじゃないか、17以降か。
1:15:55	この実際通るルートが書いてあって青線のものが、確認しに行くルートで、
1:16:03	あれですよ、漏えい箇所を特定しに行くルートが青でそのあと隔離操作するところの色とか赤でまとめていただいてってことです。
1:16:11	ちょっとよくわからなかったのは、あれなんですかねこの低耐震クラスの例えば、
1:16:17	補足 11-23 ページとかって出入り管理建屋とかこう通ったりとか、
1:16:24	して、
1:16:28	そうですねえっと次のページの 24 とかも結構出入り管理建屋の中とかとったりしてこれあれですよ一応 S s 機能維持、
1:16:36	S s 機能維持っていいですか、倒壊しない範囲で、
1:16:39	耐震性確保するので通行できるだろうというところで今ここか、言っていたらいいんですけど。
1:16:46	実際こう扉とか結構通ったりとかするんですよ、扉ってあれなんですがね、地震後に、相対とかして通行性確保できるとかっていうところがちょっとよくわからなかったの、教えていただけますか。
1:17:18	はい北海道電力の鎌田でございます今ご指摘いただいてですね漏えい検知に関するアクセスについてはですね、もしそういった事象が発生して扉で通行できないそういった場合にはですね、
1:17:30	その漏えい箇所の特定のルートというのは、あそこはもうそれ以上アクセスできないということでそれからもうすぐにですね隔離操作に踏み切ってますね、隔離操作自体はこちらの場合ですと、原子炉補助建屋、
1:17:43	隔離操作となりアクセス可能なエリアとなりますのでそちらへのアクセスに踏み切ることでですね、隔離、
1:17:51	を実施したいと考えております。
1:17:54	以上です。
1:17:55	規制庁のです。
1:17:57	何かどっか書いてありまして、特に書いてないです。はい。北海道電力鎌田です。今私が
1:18:04	ご説明した迫とはですね、資料上はちょっと表現はできていないんですけども時間的な考え方としましては、一番お示ししてルートが一番深くまで行く時間のかかる、
1:18:14	ルートを示していますのでそれは今の時間設定として保守的なものになると考えております規制庁のです

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:22	ちょっと私もこの低耐震、
1:18:25	クラスの建屋等って倒壊しないっていうところを理解していて今、今ちょっと考えたような懸念点とかあって突合できなくなった時にはもうその作業を中断して、全部確認しますで隔離する操作するところは、
1:18:41	耐震性、ちゃんと確保する建屋なので大丈夫です、
1:18:46	一番時間のかかる場合を想定して、今のこの隔離操作の時間を決めてますとか、ちょっとしっかり書いていただかないと、確かに先行の方でそこまで書いてないのかもしれないですけど、
1:18:59	何ていうか
1:19:01	例えばBWRだと、
1:19:04	ご指導各位に期待しないで自動隔離やっていますので
1:19:08	基準地震動を発生した後に多分、
1:19:11	どういう状況になってるかわからないから多分そういった指導隔離に期待して自動隔離に期待してるのかなとかそういう想定できるんですけど、今、
1:19:21	北電さんのそういった説明がないと、実現性があるのかないのかっていうところが、やっぱりはわからなくてですね。
1:19:29	その手動隔離で、
1:19:31	対応できるのかどうかっていうのがわかりづらいので、そういった
1:19:35	地震時に基準地震動後にも、どういった対応を考えていて今考えている対応がちゃんと保守的なもので、
1:19:44	ちゃんと手動隔離できますっていうところについては、
1:19:48	今以外の事象でも何か考えている場合があるのであれば漏れなく記載していただけたらと思います。以上です。
1:19:54	はい。北海道電力の鎌田です。ただいまのご指摘理解しました低耐震のアクセスに関して、その他アクセスに関する注意事項等ございましたら資料に適切、適正化して反映するよういたします以上です。
1:20:09	はい、規制庁のです。今の件に関連して何かございますでしょうか。
1:20:16	宮本ですけど、いいですか。
1:20:19	はい。お願いします。
1:20:25	確かに玄海の例を持ってこられているやつが1ヶ所あったと思うんですけど、玄海の場合っていうのは防護対象設備があるからこそ、通常のパトロールコースに入ってるんだと思うんですよね。
1:20:39	この46番の指摘が、
1:20:44	ここの部分っていうのはちょっと別の回答でもあったんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:20:49	特別なパトロールをするという、定めるということを言われてるところですか。
1:21:04	北海道電力小松でございます。内部S E対応要領の方にパトロールを新たに定めようと考えております。というのは、現状
1:21:16	不定が巡視点検を実施スルーものについては中止電源チェックシートという、運転員の側のチェックシートの方で、安全重要度に、
1:21:29	応じた、パトロール頻度を決めているものでございます。ここ、
1:21:35	それに対しまして被水で県水を検知する目的で低利管理建屋のパトロールを実施することについては、内部溢水対応要領の方の下部の規定の方で規定しまして、
1:21:49	1日2回パトロールを実施することを、今後定めていこうという方針でございます。
1:21:55	以上です。
1:21:57	美馬ですわかりました。先ほど前半で言われた限界と同じようなそのパトロールっていうのはもうそもそも炉規法だとか炉規則だったか忘れたけど、それに基づいて定められた保安規定のもともとのパトロールの
1:22:12	確認事項の条文要求として定められているものなのでこれ必ずやらなきゃいけないパトロールです。今ここで書かれている内部一心で特別なやつ特別辛い物に特化したものについては、
1:22:25	多分今後、人が通るかどうかわかんないんだけど今後の保安規定の中で多分整理されていかなければならないことであるのであれば、
1:22:37	まとめ資料の方に、保安規定に定めて実施するっていうことを明確に書いていただかないといけないかなと思っていて、この内部溢水対応要領というのはその下部規定にはなるとは思うんですけど、
1:22:51	結局は保安規定にひもづかないとおかしくなってきましたんで、そこは明確に記載していただけますかね。
1:23:01	北海道電力小松でございます。まとめ資料の方に保安規定に基づいて内部S E対応要領の方に定めるということを記載していきたいと思えます。
1:23:13	以上です。
1:23:15	はい。私の方は以上です。
1:23:21	あ、規制庁のものです。
1:23:27	ちょっと確認させていただきたいんですけども。
1:23:33	補足説明資料のごめんなさい比較表じゃないほうの9条の18の、
1:23:40	手順等とかについて今の話を変えたりとかは必要ないんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:46	それともどこか読める場所とかあるんですか。
1:23:57	規制庁ですいません(2)か。
1:24:14	すいません。わかりました(2)で読むってこと。
1:24:21	はい。すいません理解しました。
1:24:24	ごめんなさい続いてちょっとナンバー49番なんですけど、
1:24:30	これちょっとよくわからなくて、あれなんですかね。
1:24:38	今後、工認段階で、
1:24:45	確認するって言っていて、
1:24:51	今あれですよね先行BWRとして評価実績のあるモーター評価で同様に 今回の方書いてあるんですけれども、これはあれなんですかね今回その、
1:25:01	電気ヒーターの方でもこの評価で同様にできるっていうことを説明して るってことでちょっとわからないので、説明してください。
1:25:10	北海道電力の佐田です。本件の回答なんですけどもちょっと資料反映箇 所を少し書き足りないところあります。大変申し訳ございません。今回 の電気ヒータにつきましては、
1:25:23	回答としては今添付資料19ということと、あとですね補足説明資料の 22番、
1:25:32	大井をご覧ください。
1:25:34	こちらにはですね耐蒸気性能についてということで、もともと電共研で 行ったですね設備一覧に対して、どのような結果になってるかというこ とを載せているのと、
1:25:46	あとはですねこちらの方にも、4番にはモーターの耐蒸気性能評価につ いてということをしお示しておりました。それに合わせてですね、電 気ヒーターのですね、
1:25:58	耐蒸気性能評価っていうものを、6番で追加させていただいております。
1:26:04	今回ですね、今尾野さんからのご指摘のありましたですね電気ヒータに つきましての評価方法、モーターをベースにですね今回やっております、
1:26:15	こういった形になってますかということ、比較表の補足のですね、22の
1:26:24	ごめんなさい、20、補足別添1補足22の43ページ以降に、電気飛田の 耐蒸気性能評価についてということにつけさせていただいております。
1:26:35	それに対して、先行実績は、直接はないんですけども、こちらをです ね、大井のモーターの田井上地への評価とですね、並べましてですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:47	同様な市場構成とせ作成させていただきました。
1:26:50	ポイントとしましては、電気ヒーターとしては、耐蒸気性能評価フローというものを、モーターと同じように作りましてですね、モーターヒーターの中に、こういったような構成部品かとか、その構成部品ごとにですね一つ一つですね、
1:27:06	耐熱性に関してですね登用、考慮、確認をしております。その結果をですね、次のページの44ページの表の方に示させていただきます。
1:27:18	別表1で示しております。基本的にはですね、ものがですね、金属製であったりとか、シリコンゴムのようなですね体制有したものでき上がってるものは、
1:27:29	問題ないかなということがあったんですけども、中にはですね端子台があったり、またモーターがついているといったところがありましたので、それについて、評価するにあたってはですね、
1:27:42	既存のですね、対例えば蒸気暴露試験で、中継端子箱においては、耐蒸気性能を確認したりとか、あと、
1:27:52	モーターに関してはですね、やはり個別に評価する必要があるということもありますので、既存の先ほどここをお伝えしました-4の、もう一つモーター評価の方に追記させております。
1:28:05	ちょっと資料としては前後させていただく。どうも申しわけないんですけども、補足の22のですね、36ページをご覧ください。
1:28:15	比較表の補足の22-36ページのところに、表の1の方に耐蒸気性能評価対象モーターに、一番下、非管理区域空調機械室、電気も
1:28:29	電気ヒーターの送風機ということで入れ付けさせてもらいましてそのモーターが対象になりますよということで、入れております。続きまして、そちらに対して、
1:28:40	モーターに対してはですね、コティシ小出とか知久系、あとはですねJISとかの評価が個別になされているということがありますので、そちらの方ですね一つ一つメーカー確認を行いましてですね、
1:28:54	別表に別表3別表のほ様の方に入れてまして、その結果としてはですね、評価運動を今日、許可許容温度ですね。
1:29:06	すべて嶋下回るということを確認できましたので、少なくとも全体を通してですね、電気ヒータは対環境温度として120度の耐性を有するということをお示ししております。
1:29:21	こちらがですね今回の49番のちょっと下部分に対して結果としてですね、電気ヒータは耐蒸気性を有してるということ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:33	2、
1:29:34	示した資料の構成となっております。ちょっと先ほどもちょっと冒頭でもおっしゃいますお話ししたけども回答概要に対しての資料はいヶ所、ちょっと書き足りないところあります。どうぞ。お詫び申し上げます。
1:29:49	以上です。規制庁の説明ありがとうございます。
1:29:53	あれですか、端子台っていうのは、
1:29:55	ちょっと1個はなかったもので、その中継端子箱の試験結果で問題ないって書いてあってこれはもうあれですけどほぼ同一規格のようなものっちゃうことですか。おっしゃる通りです台形とですねつなぎ方とかっていうのも同じでして、
1:30:09	そちらに関しては、すでに比較表のですね、少し戻りまして、何。
1:30:17	えーとですね。
1:30:20	何かあったかな。
1:30:25	堀祥奈ダイヤフラム
1:30:30	中で、すみません16個あるうちの一つなんですけども、土佐最後だったかな。ごめんなさい。14ページですね。比較表の補足の22、14ページ。
1:30:41	こちらの丹中継端子箱という形で試験の形はこうなってるんですけど繋ぎ方だとかそういった形はですね、同じものだということでメーカーから確認できましたので、
1:30:52	この結果をもってですね、問題ないと評価させていただいております。
1:30:57	規制庁の尾上さん、わかりました
1:30:59	そしたらさっきの22の43のところとかに少し同一規格等で問題ないとしたみたいなの、記載を追記していただけたらと思います。わかりましたそうですね
1:31:11	43ページ評価結果一番下に端子台に関しては中計対策の評価結果で問題ないとちょっと朝、さらっとしか書いていないところありますので、そこをちょっと充実は記載させていただきます。
1:31:26	はい、規制庁のですよろしくお願ひします。あとすみません私からちょっとこの紙テキキ事項に対するコメントか、
1:31:33	回答表の中で、
1:31:38	44番、ちょっと、
1:31:42	わからなくてですね。
1:31:45	基本的に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:47	上二つのポツ
1:31:51	理解しましたという話で、三つ目のところなんですけど、
1:31:59	あれなんですかね、タービン建屋等、その元車立入管理縦現象補助立上げの許可にそれぞれ精密扉が設置されていることからって、仮に水が流入した人としての防護
1:32:09	対象設備には影響はなくて、
1:32:12	先行プラントとの比較。
1:32:14	ピツと比較しても安全側となっているって書いてあってこの水密扉ってあれですよね溢水上で設置する水密扉ってことでいいですかそれとも辞書のものを話してるんですか。
1:32:30	北海道電力の濱口です。溢水評価上期待する水密扉となっております。
1:32:36	規制庁ですわ。わかりました。何か。
1:32:39	はい。
1:32:40	理解しました。はい。
1:32:43	規制庁です他、何かありますか。
1:32:49	宮本様の網野ですけど、あ、いいですか。佐藤だけ。
1:32:53	さっきのちょっと話のところ、何だっけ、49 ページ、4049 番、これ結局もう方針変更されたっていう理解でいいんですかね。
1:33:07	ガイド電力の曾田です。もともと機器仕様から持ってくるという方針でしたけども、こちらをですね耐蒸気性能試験、実際には基準評価になりますけども、その確認をもって当貸体制を確認するという方針に変更させていただきました。
1:33:25	わかりました。比較表に書いてあったんだけど、設置許可では机上 0 の評価で、工認では、実地の家評価結果を示すってそういう方針でいいんですよね。
1:33:45	すみません回答が非常に不適切で申し訳ございません北海道電力の須田です。もともとの方針のちょっと考え方からの変更ということでもう 1 回ご説明しますと、
1:33:56	もともとは多重性を持って安全機能を損なわない設計をするといったことに対しては、そちらについて、今回、その前段である、その設備が対耐環境性能として問題ないということで防護対象設備として問題ないということ。
1:34:14	方針変更したということで、まずご回答させていただきます。大変申し訳ございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:22	麻生でそこを私も理解していて、変更されたんだなっていうのとあと、ちょっと比較表でどこか書いてあったと思うんだけど、
1:34:33	設置許可では机上での評価を行って、工認では立地の評価を行うってそういう2段、2段の正整理をされてるという認識でいいんですよね。
1:34:55	あ、すみません、宗側ください
1:35:11	北海道の金田です。今ちょっとどういう書き方してるか担当者調べてますけれども、
1:35:18	実施の試験につきましては、我々泊の実機についているヒーターを今、取り外して、
1:35:27	北海道の中の工場の方に持ってきまして、蒸気の暴露試験今やろうとしています。
1:35:35	それ実施して、ちょっと結果出てくるのが、ここ設置許可の今の次のその審査会合までにそれを反映できるところはいかないんですけども、
1:35:45	5月中には試験結果出るところぐらいまでは、今やろうと思って準備進めてるところです。
1:35:51	以上です。
1:35:53	宮澤わかりましたちょっと私の見方が悪いのかもしれない。これ大井って書いてあるから大井の上岡金田から勘違い者が今井加藤さん言われてるっていうのは設置許可の中で実試験まで全部含めて、
1:36:06	整理するとそういう認識でいいんですか設置許可が今回の資料にちょっと反映できないので、次回の審査会合のときまでには資料としては書けないんですけども、
1:36:17	我々としては他社やってルー並みの、120度ですかね、の蒸気にさらす試験っていうのは、今計画してやっていきます。
1:36:29	わかりました。ここ49番の記載が途中で来途中で終わってるような気がして今後の1、方針も含めてしっかり書いていってもらった方がいいかなと思って今日
1:36:40	机上評価にして確認したって切れてる実績だった方がいいかなと。全体としてどういう方針だったのかがちょっと私も見えなかったの、ここをしっかりと書いてもらえますか。
1:36:50	北海道電力の須田です。今の宮本さんのご指摘、どう、補足説明し、添付資料の19の一番の比較表のですね
1:37:02	19番の2ページ目ですね、2ページ目の層位理由のところ、私ちょっと今回変更の点で記載させてもらったのが、まさに今詳細設計の前においては、耐環境、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:15	蒸気暴露試験を実施ということでちょっと記載させてもらってる方針と、先ほどの日ヒアリングコメント回答に書いてある回答概要の記載方針の記載がですね、ちょっと
1:37:26	書き足りないというご指摘と受けとめました。先ほど金田からのご説明させていただいた通り、まずはですね、まず我々今の方針としては基準評価で示させてもらって問題ないということで設置許可段階でさせ示させていただきますので、
1:37:43	今後ですね、上記馬喰直接封入による直接蒸気影響の評価をですねちょっと確実に進めながらですね詳細設計段階ですねちょっとお示しいければなと思いますので、
1:37:57	ちょっとその辺り社内ですりきちと整理した上でお示しさせていただきます。
1:38:04	皆さんわかりましたそうです私これちょっとここを読んでそういう認識だったんだけど、わかりました。そうですねまだ時期的に余裕があるので、
1:38:14	FFRDがよくないのかもしれないけど結果まで含めて設置許可の中で説明できればそれはそれで、その方がいいと思うのでまとめ資料に入れてもらえればその方がいいと思いますので、
1:38:27	事業者の方でよく確認いただければなと思いますよろしくお願いします。私は以上です。はい。北海道でよく冊了解いたしました。
1:38:37	規制庁のです。
1:38:40	ごめんなさいパワーポイントに移る前にちょっとだけ
1:38:44	比較表とか、
1:38:46	改めて見てわからないところあったのでちょっと確認させていただいてもよろしいでしょうか。
1:38:50	ごめんなさい比較表の9-2、32ページで、今回黄色ハッチングで書いた配管漏えい検知システムっていうやつ。
1:39:01	あるんですけど、これって何でしたっけっちゃんか、今まで書いてましたっけっていうところを、
1:39:06	書いてなかったような気もしてすいませんちょっと。
1:39:09	なんでここ黄色ハッチングになったのか。
1:39:13	教えていただけたらと思います。
1:39:17	北海道電力の津田です。こちら9-32ということでこちらの方の配管の検知システムですね記載ぶりに関しましてはですね、前回、
1:39:33	蒸気漏えいについての防護方針に関してもう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:39	大川はつけるのかつけないのかといったような話があったと思うんですよって。それで、今回我々としては防幅設置しなくても、蒸気影響評価上問題ない。
1:39:49	ものの、ただそういったことを踏まえてもですね、今回蒸気漏えい器システムを我々もつけているということとか、あとは防護カバーをつける方針を
1:40:00	述べて、仮にですね工認段階においてもですね、蒸気影響評価上厳しくなっても防護カバーをつけず、設計方針としてですねやっていきたいということのあらわれとしてですね記載を追加させていただいております。
1:40:14	規制庁ので承知いたしましたありがとうございます。理解しました。
1:40:18	あとごめんなさい
1:40:21	9-40 ページで、
1:40:23	遮へい機能の、
1:40:26	設計基準、
1:40:28	線量率って何で 0.01 で下げ、
1:40:32	大井より厳しくしてるのかって、ごめんなんか前にも聞いた気もするんですけどちょっと理由があれば、
1:40:39	さっきどっかってテンジウウかなんかのあれでしたっけ、他の条文で使ってる基準値でしたっけ。
1:40:54	北海道の伊藤で少々お待ちください。
1:41:14	あ、規制庁の方です。ちょっと、
1:41:17	事業者の方で相談するので行くと思います。
1:43:32	規制庁です
1:43:36	そうです
1:43:40	自分で理解できたので大丈夫ですありがとうございます。
1:43:46	規制庁の梅津続いて 9-41 ページでちょっと、
1:43:50	確認させていただきたいんですけども、地下水のところなんですけれども、
1:43:59	地下水対策として
1:44:05	防護対象設備を持ってるその建屋内に流入しませんっていうのをここに書いてるんですけどこれ循環水ポンプ建屋でどうしてるのか、確認させていただいてもよろしいですか。
1:44:19	北海道電力の伊藤でございます循環水ポンプ建屋、取水ピットポンプ室ですとかスクリーン野下地下水排水設備はございませんけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:44:30	同様の対応としては同じで、地下水が流入しないように、対応を施すと、基本、ほぼすべて壁に
1:44:40	なろうかと思えますけれども、同様でございます。
1:44:43	規制庁の尾野です。ちょっと気になったのはごめんなさい別添1の109ページなんですけれども、
1:44:52	方針に対してですね、地下水の影響っていうのを考慮しているところがあって、何かあまりここ2、循環水ポンプ建屋の立て付けっちゃうのがある人の、これ、
1:45:05	メインが優良水ピットとか、地下水排水設備の話がメインになっちゃって出てこなくてですね、例えば、
1:45:13	設定値の109のほうのひび割れの話とかもこれも
1:45:19	原子炉建屋と原子炉補助建屋とディーゼル電気建屋でできてるんだけど循環水ポンプ建屋出てこなかったりとかして、したのでちょっとこの辺の立て付けをちょっと、循環水ポンプ建屋も入れた方がいいのかなっていうふうに、気になったんですけれども、いかがでしょうか。
1:45:37	北海道電力の伊藤でございます。
1:45:40	尾野さんは今おっしゃってくれた排水設備側に包括して、女川さん見ながら、ここの記載部位を構成考えてたんですけれども、
1:45:52	循環水ポンプエリアについても、
1:45:56	ひび割れの件含めてK a k e h iの内容がございますので、構成見直しで追加したいと思います。以上です。はい。よろしく申し上げます。
1:46:11	そうですねo n、あとごめんなさい(3)番の同じページの(3)番の燃料貯蔵、
1:46:20	いう。
1:46:21	そういう相談とか、これってあれなんですか。
1:46:25	地下水が流入する経路があるんでしょうけど女川の方は確か、
1:46:31	同じようなのがあったんですけど確か、
1:46:35	蓋とかして止めていてしかも中2度動的機器があるから、確かそういう対策をしてたんですけど泊の方は、
1:46:42	流入する経路もあるんだけど静的しかないから特に何もやらないっちゃうことです。
1:46:49	はい。北海道電力の江藤です。燃料貯油槽タンク室
1:46:54	一応地下構造物で、岩着食うしてますと。
1:46:59	岩盤から地下水が置けば、
1:47:04	流入の可能性ってのはあるのかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:07	ということで、周りも盛り度だったりしは、埋め戻しと。
1:47:12	その中に、
1:47:14	タンク室が埋まってるようなそういう構造ですのでただ、何が入っ水が入ってきても、
1:47:21	あまり影響を及ぼすような機器が内包されていないということで、こちらに記載しているものです。
1:47:28	規制庁のすみません理解しましたありがとうございます。
1:47:32	あとごめんなさい、戻っていただいて108ページの方なんですけど、
1:47:37	ちょっと確認なんですけれど。
1:47:42	他のBWR
1:47:44	衛藤泊はこの地下水の設計方針っていうのを、BWRと一緒にしましたと。PWRっていうのは、
1:47:52	湯湧水ピットとかっていうのの機能提出が機能喪失を仮定しないで、評価してますと。
1:48:02	で、あれですね。泊は女川とかと同じように一応湧水ピットとかいうてピットの中の融資ピットポンプか。
1:48:10	機能提出機能喪失を仮定して、地表面まで上がるっていう評価をしてるっていうので、まず理解していいですよ。BWRに合わせていると。
1:48:22	北海道の移動ですはい。結構です。
1:48:26	規制庁のSその時2、
1:48:30	湧水ピットポンプが、
1:48:34	そう、機能喪失してしまう。宇藤。
1:48:37	いえ。
1:48:39	要はですねサブ集水管とか、そういった後は建屋の
1:48:44	改修。
1:48:45	から地下水が入ってきたときに油性ピットのところに、SEはたまってくってということになるんですか。
1:48:54	それともそもそも何かこう対策してるってことですか。
1:48:59	はい。北海道電力の衛藤です。湧水ピットポンプ2台、おっしゃっていただいた通りで、我々Pの中では特異に信頼性向上対策ほど施しますと、それが、
1:49:11	仮に止まった場合のお話想定はそれは我々しているので、ことについて今、ご質問いただいているのかなと思いますけれども、
1:49:19	郵政ピットポンプ停止すると、郵政ピットの水位はもちろん上がって参ります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:25	湧水ピットポンプのある床面には止水対策のは、これは自主に、の位置付けになりますけれども、施しているので、
1:49:36	上がったとしても即座に水位が湧水ピットのある原子炉補助建屋の中で上がってくるってことは考えられません。ただし、
1:49:48	これ地下水側の審査でも申しあげましたけど、
1:49:52	どうしても湧水ピットポンプですとかそのグラウンドがあったりすると要は、
1:49:59	何ですかね狭隘の
1:50:01	隙間がどうしてもあるところはあるので、そういうところから、わずかに公的化するような形で出てくる水というのはあり得るのかなというふうに思います。
1:50:11	ただ、そうならないように、可搬型の水中ポンプも用意して、
1:50:16	建屋周囲の地下水を下げるっていう対応を施しますので、そういう事態にはならないのかなと思いますけれども、仮にずっと機能停止したまま、湧水ピットポンプが機能停止したまま、
1:50:28	ホット、放っておけば、その今申しあげたような状況にあるというふうに思います。規制庁、説明している内容はそれは理解しているんですけど、今この九条だとあれなんですよ。
1:50:41	一応溢水ピットポンプの機能喪失っちゃうか、停止を仮定してますと、そのとき、地表面まで上がってきますと、その水に対して、
1:50:52	耐専建屋とかに入れないような設計方針を立ててますよねそれに対して、この地表面まで上がってきて、多分そうするとあれですかね地表面と同じレベルまでは、
1:51:03	水入ることを確定するのかちょっとよくわからないんですけど、その時に対して、この湧水ピットからの溢水影響をどう対策してるのかっていうところが、ちょっと、
1:51:17	明確じゃないかなと思っていて、確認させていただいています。
1:55:42	規制庁の浅野女川に合わせてるのは我々も理解していますと、中ほどではないけれども、その地下水、
1:55:52	都内ですと排水設備でしたっけ、の信頼性確保して、SSにももちろん機能維持しているし、可搬型とか準備したりとかいろいろ対応をすることも、理解してますポンプ2台置くとか、
1:56:08	ただ一応ポンプの停止っていうのを仮定して、
1:56:14	(2) で書いてありますけれども、地表面まで上昇することを想定した場合でも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:21	地下水が防護対象設備を設置して各流入することはないですっていうのを、
1:56:26	こう書いていて、湯湧水ピットからこう上がってきたときに、
1:56:34	具体的に何するのかなっていうのがわからなくてですね今書いてるやつ、例えば地下外壁に入って、アスファルト防水を、
1:56:42	やってますよとか。でもでも別にあれですよ湧水ピットには今入ってくることを考えています。湧水ピット自体は地下の一番深いところあるんですけれどもそこ止水対策してるんですよ。
1:56:53	まずは、
1:56:54	湧水ピットから出てこないようにっていう基本的に押さえて、ただ先ほどちょっと伊藤が説明した通り、ポンプのドレンとかそういうのがちょっと一部漏れてくることがあって、ただ、建屋内で今度は
1:57:06	外の安全上その保護しなくちゃいけない、申しわけないところに対しては、
1:57:11	扉とかで、まずは出てからになってですね、湧水ピットのポンプのエリアから水が出てこないようになってます。今度、そうするとじゃ要するにどうなるかという、中に入ってこれないから、地下水がだんだん上がってくるんでしょうっていうふうに想定するわけですよ。
1:57:24	そうすると建屋の周りの土のところに、本来地下水ってのは低いところに、建屋の勤務はたまって上がってくるんですよ。その上がってきたときに、ひたひたになってる状態であったとしても、
1:57:35	建屋の中に水が入ってくるかっていうとその建屋の外壁のところの貫通部であるとかそういう 10.3メートル下のところについては、シダックス行っているんで入っていることはないので、
1:57:47	安全の防護対象機器に対して影響を与えることはないっていうそういうことを説明してるようなイメージになってます。
1:57:52	これも女川も多分同じ意図で書いてると思ってます。
1:57:58	女川そ外ですね。なんただ我々も、結局中にあるかもしれないけれども、その中から、まず、まずは出資してるんですよ。そういう面で、
1:58:10	ポンプ、湧水ピットには水が上がってくるんだけれどもそこからジャジャジャジャ建屋に水が入ってくるとそんなことはなくて、そこで抑えてるから今度は湧水、湧水が吐けなくなるんで地下水がだんだん上がってきますってそっから女川と全く一緒なんですよ。
1:58:24	外にあるうちにやろうが起こることは同じで、地下水が上がりますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:29	建屋の周りの土の中平北井の水になってくるので、その水の中にどぶ漬けになっている建屋になっちゃってそこから水が中に入ってこないってことは、対応してますってということでそこは同じなんですよね。
1:58:56	宮本ですけど、大丈夫ですか。
1:59:01	はい、規制庁です。はい。多分今の金田さんの数多分、大体ところではあるんだけど、
1:59:13	少しやっぱり整理がすごく保守的にしてるところがあるので、そこが我々が迷うところになってるってところだと思います基本的には、まず大前提としてしやすい排水設備ってというのは、
1:59:27	対耐震の方で、
1:59:30	信頼性を確保した設計してるので、あちら側では機能喪失をまず想定しませんよって、だから地下水排水設備ってというのは、基本的には常に維持される前提になってますと。
1:59:43	先行のPWRでは、そこは耐震補強をすることによって地震時の溢水ってというのは、そこから溢水ってのは想定しないので地下水の水位が低い位置での評価に、
1:59:57	多分なっていたと。それに対して泊はどうしたかっていうとセンコーの女川の考えを踏襲して、要は機能喪失した場合であっても地下水位が、
2:00:10	A C E地表面まで上がっても大丈夫なように壁等を補強しましたよ、補強とか耐震耐震性が持てるように、対応の設計方針を示していますよと。
2:00:23	正しいそのピットのところに関しては長前穴があいているので、そこについて、基本的にはその止水はできませんので、そこから水、水が入ってくることはあるんですけど、
2:00:36	まず初めの水前提としては、地下水を水平面まで上げたってというのは、保守的に評価しているっていう前提にあるので、
2:00:47	建屋の中にはまず前提として入ってこない前提で整理をしていると。
2:00:53	多分そういう整理になっていて、女川については、建屋の外に、
2:00:58	排水ポンプがあるので、その説明をする必要がなくて地表面まで上げられたと。
2:01:04	なのでその部分をしっかり説明して整理しないと、今みたいな混乱を招くと思うので、
2:01:11	資料の方に適切な対応というか整理をしてください。いいですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:20	北海道電力の伊東でございます宗長門の外にあるっていうのと中にあるっていうところのそういう点を踏まえて、資料に書くべきところ、はい。検討して、反映したいと思います。
2:01:32	深山ですけど、大丈夫すかね今多分ちょっと多分理解されてないような気がしたんですけど大丈夫ですか。
2:01:41	北海道の伊藤でございます。そうですね
2:01:45	宮本さんのおっしゃっていただいた内容は今私理解できました。
2:01:50	で、その先に、
2:01:52	やはり湯
2:01:55	湧水ピットポンプエリアの床面の話をどう整理するのか、そこが重要なのかなというふうに思いましたけれども、理解が違っていたら、はい。はい、違いますでしょうか。
2:02:08	床の床の話ではなくて評価上の前提の整理をしてくださってことです。
2:02:19	はい。北海道の伊藤でございます評価上の前提の整理と、いうことで、
2:02:27	少し社内でもはい。情報共有しながら対応して参ります。
2:02:35	はい私の方は以上です。
2:03:53	規制庁の方ですちょっと事業者側の相談中なので少々お待ちください。
2:06:56	はい、規制庁です。続けて大丈夫ですか。
2:07:01	あんまり別すいませんすごい。
2:07:04	中身の内容があるわけじゃないんですけれども、
2:07:17	あごめんなさい後、ここだけなんですけれど、
2:07:20	添付9の別添1ー添付9ー6。
2:07:25	になります。
2:07:29	ちょっとわからなかったんですけど、この水密区画か、
2:07:34	してるところのを、
2:07:37	対応っていうのがよくわからなくて、これって基本的にひび割れ幅はまずで0.2mmを超えないことを確認してるんですか。
2:07:52	規制庁ですこれちょっと。
2:07:55	読んでって例えば次のページの、
2:07:58	9を8とかいって補足29に表評価示しますみたいな話があったんですけどそれが
2:08:06	ちょっとうまく追い切れなくてわからなかったんでこの部分の説明をお願いします。ロジックがちょっとよくわからなかったです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:14	何ていうか、ひび割れ幅でまず漏水しないことを前提にしてるのかそれとも何かこのエポキシ樹脂とかの対策によって、
2:08:24	あのまま持ってますって話なのか。
2:08:28	北海道電力の荒井です。こちらは、大野さんおっしゃった前段の0.2mmいかないので、
2:08:39	影響ないっていうふうにしてるのが話ですはい。樹脂はあくまで何ていうんでしょう、設計上の話であって、
2:08:48	あ、規制庁ですわかりました。
2:08:56	そうですねこれ
2:08:59	どうしようかな確かに伊方のほうの記載と一緒に
2:09:06	陸化いう大体今思った通りかなっていうふうに理解しましたんですけども、
2:09:12	何か最初いきなり構造の方があって、何ていうかひび割れが起きるのかもしれないとかいろいろ塗装とかをしているのかそれとも日々最後にその4ポツで、ぱちりと。
2:09:24	ひび割れの方の検討が書いてあるんですけども、
2:09:28	漏水量について検討を実施したってところで終わってしまって検討結果を示すで終わってしまったのでちょっと、
2:09:35	すみません、何かぱっと見たときに内容がわかりづらかった江波戸区なんか問題なければ、ひび割れに幅については0.2未満を下回ることを確認したぐらい最後書いていただけたらと思います。
2:09:49	北海道電力の荒井で生じました。ちょっと記載のほう最後検討を実施したって言い切りではなく、その結果も記載するようにいたします以上です。
2:09:59	はい。規制庁の尾野です。とりあえず私からの確認は以上です他にありますか。
2:10:12	はい、規制庁のでそれでは最後のパワーポイントの説明をお願いします。
2:10:23	はい。北海道電力の濱口です。資料5-3の方でパワーポイントを説明させていただきます。
2:10:31	前回の2月の審査会合では、WebSEに関わる基本方針についてご説明しましたので、今回の資料では評価方針結果等の詳細についてご説明して参ります。
2:10:43	1ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:45	こちらは前回もお示しした評価フローになりますが、オレンジの枠内が今回のご説明範囲となっております。
2:10:53	2 ページ、お願いします。
2:10:55	こちらには溢水防護区画の設定について記載をしております、図の 4-1 の方に防護対象設備配置図の例をお示ししております。
2:11:05	続いて 3 ページ、参ります。こちらも同様に、溢水経路の設定の方針と、溢水経路図の例の方をお示ししてございます。
2:11:15	続いて 4 ページ、お願いします。
2:11:18	こちらには想定破損による溢水、
2:11:21	想定破損率影響評価の水源について、図の 5-1 の方に高エネルギー配管と低エネルギー配管の運動分類フローを示しております、
2:11:32	こちらに従い評価対象となる系統配管を分類しております。表の 5-1 の方に破損を想定する系統と破損形態の分類結果を示しております。
2:11:44	続いて 5 ページをお願いいたします。
2:11:47	こちらには想定破損による没水影響評価のフローをお示ししております。こちらのフローに従って評価実施しております。
2:11:57	続いて 6 ページの方には想定破損による没水影響評価結果としまして、溢水量から算出される溢水水位と防護対象設備の機能喪失高さを比較することで、
2:12:09	防護対象設備が機能喪失に至る、至らないということを確認したということをご記載してございます。
2:12:15	表の 5-2 には原子炉補助建屋の最下階に設置されております高圧注入ポンプの評価結果を例としてお示ししております。
2:12:25	続いて 7 ページお願いいたします。
2:12:27	7 ページこちらでも没水評価と同様に想定破損による溢水影響評価のフローを 7 ページにお示ししてございまして、8 ページの方には被水評価結果。
2:12:39	としまして、一部必要となる被水防護措置を行うことで被水により防護対象設備が機能喪失したことを確認したということをご記載してございます。
2:12:49	結果も例としてお示ししております。
2:12:53	続いて 9 ページお願いいたします。こちらは想定麻生による蒸気影響評価のフローについてお示ししてございまして、こちらのフローに基づいて評価した結果というのを 10 ページの方にお示ししております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:13:07	上記の評価の結果、防護対象設備が機能喪失しないことを確認してございます。
2:13:15	続きまして、11 ページと 12 ページの方には、それぞれ消火水等自身の溢水影響評価について記載をしてございます。想定破損と同様に溢水量の設定と、
2:13:27	影響評価を行いまして、防護対象設備が機能喪失しないということを確認しております。
2:13:33	12 ページの 7.2 に記載している地震起因による没水影響評価につきましては、先ほどご説明した通り、隔離に期待するということがなくなっておりますので、
2:13:47	その旨記載の方にも汎用してございます。
2:13:53	続いて 13 ページお願いいたします。
2:13:57	使用済み燃料ピットのスロッシング評価につきましては、基準地震動確定前ではありますが、現時点で確定している基準地震動のうち、
2:14:07	ソーシングにより水量が最大となる地震は、による評価結果を示しております、ピットの冷却遮へいに必要な水位を下回らないということを確認しております。
2:14:18	今後新たに策定される基準地震動についても評価を実施いたしますが、溢水量は、これを上回らない、向こうに繋がっております、上回らない場合でも防護方針に変更はないと考えてございます。
2:14:31	続いて 14 ページお願いいたします。
2:14:34	14 ページからは防護対象設備を内包する建屋からの流入防止について説明をしております、代表として、タービン建屋と屋外タンクからの評価について詳細を記載しております。
2:14:47	15 ページの方にはタービン建屋の溢水影響評価につきまして、地震による機器の破損、
2:14:54	による溢水と、津波の流入を考慮した評価を実施しております、
2:14:59	防護対象設備が設置される原子炉建屋の評価に対して、溢水防護措置を講ずることで、
2:15:05	タービークリアからの溢水による影響がないということを確認しております。
2:15:11	続いて 16 ページお願いいたします。
2:15:14	屋外タンクからの溢水影響評価につきましては、タンクの破損により生じる溢水影響について、肩的な水水水も含めて伝播解析にて影響を確認しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:27	表9-3の方に示しております通り、防護対象設備が設置される建屋には、水が流入しないということを確認しております。
2:15:37	最後17ページ、放射性物質を内包する液体の漏えい防止につきましては、全厚までの溢水影響評価結果をもとに、
2:15:47	溢水防護措置を戻ることにより、機器の破損等により生じた放射性物質を含んだ液体が管理区域外に伝播意思伝播しないということを確認しております。
2:15:58	以降は参考として前回ご説明したスライドをおつけしております。
2:16:03	説明以上となります。
2:16:08	はい、規制庁のですそれではちょっとだけそんなにあるわけじゃないんですけれども、
2:16:14	ちょっと確認させていただきたくて3ページなんですけど、
2:16:19	今の話だと、
2:16:26	と、
2:16:29	文章と図がいまいち合ってるのかわかりづらいなあと思っていて、
2:16:38	要はその設備、
2:16:42	で抽出を行ったんですけども、
2:16:45	滞留エリアにこの黄色いやつがなかったりとかして、
2:16:50	何か
2:16:52	あれですよねH a t c h入ってるのかなこの図は、
2:16:55	階段等で流れていくとかっていうのはわかるんですけども、
2:17:01	何かずっと文章が合ってるのかいまいちわからなくてですね。
2:17:27	藤衛藤、北海道電力の濱口です。ちょっとあの文章に書いてあるルー内容と、もうちょっとマッチした図面が載せられないかちょっと検討させていただきます。
2:17:57	はい、規制庁の尾野です。
2:18:00	あと続いてなんですけれども、
2:18:03	6ページのところ
2:18:10	遠い。
2:18:13	今評価してるのは、
2:18:19	あれか3Aの高圧注入ポンプで、
2:18:23	他の何もない部屋とかあと、何て言いますか一番左の。
2:18:29	設備、書いてないけれど、積あるところとか、多分これ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:35	多分評価してるのが多分全部5個の部屋から6個の部屋からやってるのであれば、全部同じように何か対策とか全部書いていただいてどれか代表だけ書けばいいのかなと思うので、逆に何か、
2:18:49	この辺は何だろうみたいになると思うので、
2:18:52	北海道電力の濱口です。はい、承知しましたこちらの全部中に防護対象設備があるものなので、それがわかる図面と差し替えたいと思います。はい。規制庁のです。
2:19:02	あとちょっと気になったのは、
2:19:06	わかれば、ちょっとできるかどうかをわからないんですけども、この1制限がどこから来たのかっていうのがもし示せるんだったら、
2:19:16	した方がいいかなと思っていて、ある種断面だけ切り取っているの、何かちょっと唐突感があって評価の全体がわかりづらいなと思いました。
2:19:27	はい。北海道電力の濱口です。このフロアに対する流入経路としては右下にある、階段室から入ってくるということにはなってるんですけど、その水源がどこにあるかっていうのは、
2:19:39	ちょっとわかるように、
2:19:42	したい。
2:19:43	ですはい。ちょっと検討させていただきます。
2:19:48	はい規制庁の尾野ですよろしく申し上げます。
2:19:56	あとごめんなさい8ページのところで、
2:19:59	非性影響評価っていきなりこうなんか行って、
2:20:04	これですみたいなやつが、ちょっとこれも等々と使う。
2:20:08	があるんですけども椎塚したやつが被水影響評価だから、
2:20:15	飯野金谷なんか、
2:20:17	没水とか、
2:20:20	てすぐわかるけど、
2:20:22	そうすか。
2:20:28	あ、規制庁のごめんなさいこれ。
2:20:30	何でもなし、いいですか。
2:21:06	規制庁すみません、何でもなしです。自己解決しました。
2:21:11	阿藤。
2:21:19	すみません。
2:21:31	確認なんですけれども、
2:21:37	と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:39	タービン建屋、
2:21:42	を選んだ理由って何かあります他の建屋じゃなくてタービン建屋の方がいいかなってというのが、
2:21:49	ちょっとあれか電気建屋とかだとややこしいからってことです。
2:21:54	北海道電力の濱口です。
2:21:59	もう、
2:22:01	タービン建屋ばその補足説明資料 30。
2:22:05	5、6 っていうのも作って結構詳細に説明しているということもありましたので、津波の流入とか、そういう考慮の有無とかそういった話もございますので、
2:22:15	タービンを選んではいたんですけども、
2:22:18	はい。
2:22:26	はい、規制庁ですわかりました。
2:22:33	はいあとごめんなさい 9.3 の屋外タンクからの溢水影響評価ですと今日の議論もあるのかなと。
2:22:42	あるんですけどこれあれですよね排水が考慮してない場合の評価しか載せてないってことですか。
2:23:09	規制庁の尾野です。
2:23:11	確かにこっち側だけでもいいのかなあとと思ったんですけどもし双方の評価をやるのが、
2:23:22	泊のオリジナルだったらなんか、
2:23:26	参考とかでも入れてもいいのかなあと、有井の場合代表で書きますとかでもいいのかなと思ったので、
2:23:35	すげえと。
2:23:40	以下、はい、わかりました。
2:23:44	あとは、
2:23:45	皆、規制庁の伊佐とごめんなさい、5 号の 4 の方で、
2:23:51	ちょっとだけ確認させていただきたいんですけど。
2:24:07	すいません今の隔離ソーサーの話で、
2:24:15	この隔離するものが檀なのかとかって書いていただくことって可能ですか。
2:24:51	そうですね規制庁ですそれでよろしくお願ひします後はちょっとあれかもしれないが参考で、
2:24:59	少々お待ちください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:06	規制庁です何かこの一文だけ取るとわかりづらいかと思って、全ルートを何かつけたほうがいいかと思ったんですけどまとめ資料にあるので、
2:25:19	いいか。はい。
2:25:32	とりあえず規制庁の、私からは以上です他何かありますか。
2:25:38	宮尾ですけどいいですか。
2:25:43	6 ページさっきちょっと尾野の方から指摘あったと思うんだけど、
2:25:48	これ記載する時にはこれ以上は水が多分高圧注入ポンプに一番左が多分B側の高圧注入ポンプになっていて、
2:25:58	多分その隣がスプレイでRHRって多分そういう並びになってるんだと思うんだけど、それであるならば同じようにやっぱりこれ書かないと、これすごく不自然な絵になってます。
2:26:10	ここの黄色い止水板を設置するような対策っていうのは他の4部屋も全部やるんですかね。
2:26:23	北海道電力の浜口です。この何も無いところにある1Rとかスプレイとかがあるというのはご認識の通りで、被水盤の設置するのは高圧注入ポンプ、
2:26:35	のみになります。このAとBの部屋のみになります。
2:26:41	わかりました。なのでこれ書くのであれば止水板がついてるところ二つなんだけどそれぞれの溢水水位と機能喪失高さをしっかり書いていただいた方がいいかなと。
2:26:54	思います。いいですか。承知しましたそのように修正いたします。
2:27:00	で、あとともう一つなんですけど、これ、さっきお願いって言う制限は2階からきてるってのは理解してるんだけど、
2:27:07	この右の上のフェアって確かタンクが何かあるんだけど、これは溢水、溢水原因にはなってなくこれは、
2:27:14	あれですかね止水止水というか、
2:27:18	あれですかね、漏えいしないような対策をしてるんですかね。
2:27:29	北海道電力の濱口です。こちら耐震BCクラス機器ございますが、
2:27:35	取水、
2:27:36	最近評価対象評価。はい。はい。耐震評価をしておりますので水源からは除外されております。
2:27:44	この評価結果自体は想定破損による評価結果をお示ししております。
2:27:51	宮尾です。
2:27:55	想定破損の場合の溢水減で今回これはどれになるんですか。
2:28:01	北海道電力の濱口ですちょっとこのフロー。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:07	ここのフロアには破損箇所はなくてですね表の5-2の下に丸ポチで書いてある化学体積制御系統。
2:28:17	の想定破損、
2:28:20	した時の溢水評価となっております。破損箇所は上のフロア。
2:28:25	にありますのでそれがどこかっていうのがわかるように、資料の方をちょっと修正したいなというふうに思っております。
2:28:33	はい。お願いします少しこの表をつけ、せっかくつけてるが上、図を付けてるんであれば少しわかりやすく書いた方がいいかなと思うんですよろしくお願いします。
2:28:42	はい、承知しました。
2:28:45	それとさっきタービン建屋の話が出たと思うんですけどタービン建屋一番代表的なものかと、エキスパンションあたりあと地震の影響を受けて今までどこのサイトで代表になってるのでこれはタービン建屋が代表っていうのは、
2:29:00	認識は私もそれでいいのかなあとと思っています。で、一方で16ページの話が少しちょっと確認したいんですけど、
2:29:09	屋外タンクからの溢水影響評価っていう話になってこの表の中の意味がちょっとよくわかんなかったんだけど、原子炉建屋って書いてあるように括弧でタービン建屋入口って書いてあって下も原子炉補助建屋って書いてあるのに、
2:29:22	レーリー管理建屋入口って書いてあるんだけど、これはどういう意味ですかこれは。
2:29:28	あと北海道電力の浜口です。こちらの原子炉建屋と原子炉補助建屋には、TP10メートル盤に直接出るための出入口というのがございませんので、
2:29:40	その代わりに隣接しているタービン建屋と低利管理建屋の入口で浸水深を評価して、これらの建屋に流入しないっていうことを確認しているというものになります。
2:29:58	わかりました。
2:30:00	この記載で今の話って見えますかね。
2:30:09	当北海道電力の浜口ですんでちょっとわかりづらかったので注釈のほうを振らせていただきます。
2:30:17	はい。お願いします。それと先ほどちょっと小野が言いかけたと思うんだけど
2:30:22	今、この屋外タンクからの溢水影響評価の中では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:27	電気建屋が含まれないっていうのは、多分前提にあると思うの含む含まないっていうのが今の方針であるのであれば、それを、
2:30:37	一行なり2行なり、書いていただいた方がいいかなと思うんですけどいかがですか。
2:30:47	北海道電力の濱口です。徒歩圏排水を考慮しないという旨を記載するというので、
2:30:54	認識合っているでしょうか。
2:30:57	はい、その通りですだから理由としては耐震性を持たせるか何かっていう理由で除外してるのであれば、
2:31:06	※の最後から※じゃないね。の最後になお書きか何かで書いていただければなと思いますけど、承知いたしました。そのように記載いたします。
2:31:17	最後に、
2:31:23	はい私の方は以上です。
2:31:31	あ、規制庁の尾野です
2:31:35	こちらからの確認は以上ですけれども、
2:31:38	何かあれですかね、事業者さんの方からありますか。
2:31:44	はい。
2:31:45	あれ大沢で、
2:31:47	もう1個のパワーポイントやらないでって、
2:31:55	さっきちょっと言ったんだけど、あれ大堀でして、
2:32:02	ごめんなさいあれなんか俺さっき聞いちゃった。秋田すいません。
2:32:06	そっか。もう一つのごめんなさいお願いします。
2:32:09	北海道電力の濱口です申し訳ございませんが先ほど、
2:32:14	資料5の、
2:32:18	資料5-4の①の、地震時パトロールの方は、ご説明させていただいたんですけどすみません②を説明しておりませんでした。
2:32:26	このような3ページお願いいたします。
2:32:30	指摘回答の二つ目としましては、屋外タンクの耐震性について、タンク本体は耐震性を確保するものの、接続配管については耐震性を確保しないとしている理由も、
2:32:43	含めて評価結果について説明することというご指摘いただいております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:47	まずこの当該設計を採用した理由になりますが、こちらは容量が1000立米を超える大型の奥がタンク、屋外タンクのPにつきましては、横の図の2の方にお示ししている通り、
2:33:00	防護対象設備が設置される原子炉建屋と原子炉補助建屋に近接しているため、地震によりタンク本体が損壊した場合はタンク保有水量が瞬時に敷地に流出しますので、
2:33:13	局所的な水位上昇により、これらの防護対象設備が設置される建屋に溢水が流入する恐れがあります。これを踏まえまして、これらの大型タンク6、6基につきましては、
2:33:25	基準自己しんどいに対する耐震性を、本体側確保するということによりしております。
2:33:32	これを踏まえて屋外タンクからの溢水評価条件につきましては、タンク接続配管については、基準地震動に対する耐震性確保が困難であることから、
2:33:43	地震による完全全周破断を想定しまして、タンク保有水量全量のSEを考慮しております。
2:33:50	タンク接続配管からの溢水については、タンクの水頭に応じて流出流量が低下するものとして評価をしており、肩的な水位変化を考慮しても、
2:34:00	屋外タンクからの溢水が防護対象設備に設置される建屋に流入しないことを確認しております。こちらのタンクの接続配管からの溢水の条件設定については女川2号炉と同様となっております。
2:34:13	評価結果につきましては次のページ4ページの表の3の方にお示ししております。
2:34:19	以上になります。
2:34:25	はい。規制庁の小野です。
2:34:33	ちょっと1個だけ確認させていただいてもいいですか。
2:34:39	これ3建屋開口高さって建屋。
2:34:43	あごめんなさい通す4ページのところですとぴあ入口高さから敷地レベルを引いた値ってやつなんですけど。
2:34:50	建屋入口高さがあるんですかその下階。
2:34:55	建屋開口部の何かの方ってことですか。
2:34:59	それともそうじゃないんですけど。
2:35:01	これなんかあれでしたっけ。
2:35:04	基礎の高さとかでしたっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:35:06	北海道電力の濱口です建屋の入口の基礎の高さがT P 10.3メートルとなっております、はい。そこで評価判定をしております。
2:35:18	規制庁の人はわかりました。ありがとうございます。他ありますか。
2:35:26	宮尾ですけどいいですか。
2:35:29	はいどうぞ、よろしく申し上げます。ちょっとさ、先ほどの話、1回聞いて1ページのところでちょっとまず確認させてもらったのは、
2:35:39	これ前回会合で出した時と、特に循環水ポンプ建屋については方針を変更したという認識でいいんですけど。
2:35:53	北海道電力の濱口ですご認識の通りで循環水ポンプ建屋はすべて耐震化するという方針に変更してございます。
2:36:02	はい、わかりました。別に記載が直す必要はないかなと思うんですけど、確認した後、隔離操作に必要な時間の設定の考え方なんですけど、
2:36:12	大きい地震発生後の
2:36:16	漏えいを確認してから、きりになるのか、それとも地震が起きて、まず、
2:36:23	元弁を閉めに行くとかどっちなんですって。
2:36:31	北海道電力の濱口で地震が発生してから、
2:36:38	検知して隔離に向かうということに、
2:36:41	なっております。
2:36:43	あのね私確認したいのはこの2分の2ページになると、隔離操作まで時間軸で破損からのスタート時点になってるんだけど、これ破損確認しないってことで確認してからの時間配分ということは、
2:36:57	その前の、地震アッセイ。
2:37:01	次の初期の破損というのはどう計算するんですって。
2:37:06	北海道電力の濱口です。すいません表の2のこの破損って言うのはその地震が発生した時に破損が発生したというその何ていうんすかね。キックという意味で、
2:37:18	書いていたものなので、地震発生とかいう表現が適切だったかなというふうに、
2:37:23	考えております。
2:37:26	わかりました。ちょっとそこが私気になってこれ確認できてないのに、その分の各地まで時間どう計算してるのかわかんなかったんで、
2:37:36	地震が発生して10分間は事象の判断時間ということで
2:37:41	余裕を持った時間を設定した上で、そこから(2)の現場移動で
2:37:48	パトロールを始めるというそういう積み上げになっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:53	ちょっとね、
2:37:55	受賞の判断は、これは損はしてるかどうかまだこの時点でわからないってことですよね多分ね。
2:38:02	はいその通りです。
2:38:05	ただ、地震の発生を起点として、10分はいろいろパラメータを確認してとりあえず現場に行くまでにすぐ言うかもしれないわけで4号で十分出して、
2:38:17	現場へ移動してタービン建屋で確認して隔離操作っていうそういう流れってことですかこれ。はい。今のその、
2:38:26	まず現場に移動して(3)のタービン建屋の確認というところで、タービン建屋の漏えい箇所の方を確認して、漏えいが起きてるねっていうのを見て、その後隔離操作を行う電気建屋の方に移動しまして、
2:38:40	実際に隔離操作を行うというそういった流れとなっております。
2:38:45	そのあと電気建屋及びR I 管理建屋の今度違う、同じ人がずっと同じパトロールってことでこれは、これ二名がずっと一緒に行動しまして、まずはタービン建屋の方を、
2:38:57	隔離をする、それが終わったら次は電気建屋でリリカ日程の方にパトロールに行って、漏えい箇所を特定する、その後、
2:39:07	出入り管理建屋と電気建屋分も隔離操作を行うというそういった流れとなっております。
2:39:15	わかりました。これちょっと記載が、ちょっと誤解を招きますので、記載の適正化をお願いします。
2:39:22	はい。承知いたしました。
2:39:25	はい私の方から以上です。
2:39:32	はい。こちら側からの確認は以上ですけれども、最後、事業者さんから何かありますか。
2:39:41	北海道電力の伊藤でございます。
2:39:45	世界5に向けた資料提出通が5月11日に控えておりまして、あそこまで、
2:40:01	北海道電力からは特にございませんので、はい。
2:40:05	はい。規制庁の小野ですそれではヒアリングを終了します。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。